

第一百四十五回国会 衆議院 商工委員会環境委員会連合審査会議録 第一號

平成十一年五月十四日(金曜日)
午後一時三十分開議

出席委員
商工委員会

委員長 古賀 正浩君

理事 伊藤 達也君 理事 小此木八郎君
理事 小野 晋也君 理事 岸田 文雄君
理事 大畠 章宏君 理事 松本 薫君
理事 大口 善徳君 理事 西川太一郎君

岡部 英男君

木村 隆秀君

武部 勤君

萩野 浩基君

茂木 敏充君

山本 幸三君

奥田 建君

中山 義活君

並木 正芳君

青山 丘君

金子 満広君

林 義郎君

山口 泰明君

石毛 錠子君

島津 尚純君

渡辺 周君

福留 泰藏君

小池 百合子君

吉井 英勝君

環境委員会

委員長 北橋 健治君

理事 石原 伸晃君

理事 福永 信彦君

理事 小林 守君

理事 田端 正広君

愛知 和男君

尾身 幸次君

小島 敏男君

戸井田 徹君

山本 公一君

西 博義君

藤本 洋子君

武村 正義君

出席政府委員
環境庁企画調整
局長 岡田 康彦君
(環境庁長官) 真鍋 賢二君
環境庁企画調整
局地球環境部長 浜中 裕徳君
通商産業省環境
立地局長 太田信一郎君
通商産業省基礎
産業局長 河野 博文君

内閣提出、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案並びに佐藤謙一郎君外四名提出、特定化学物質の排出量等の公開等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

本案の趣旨の説明につきましては、これを省略し、お手元に配付しております資料をもつて説明にかえさせていただきますので、御了承願います。これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石原伸晃君。

○石原委員 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案、すなわちP.R.T.Rの法律案につきまして、本日、商工委員会並びに環境委員会の両委員長また両筆頭の御尽力をいたしまして連合審査が行われることに、冒頭、感謝を申し述べさせていただきたいと思います。限られた時間でございますので、質問に早速入らせていただきたいと思います。

私は実は、この法律案、いつ出るのか、いつ出るのかと非常に心待ちにしていた感があるわけであります。と申しますのも、もう既に、O.E.C.Dの勧告が出た後、またその以前に、アメリカ、カナダ、またオーストラリア、そして東欧諸国のチエコなども、またメキシコなども着々と準備を進めってきた。若干遅いんじゃないかな、こんな感覚を持っているわけあります。

私は実は、この法律案、いつ出るのか、いつ出るのかと非常に心待ちにしていた感があるわけであります。と申しますのも、もう既に、O.E.C.Dの勧告が出た後、またその以前に、アメリカ、カ

ナダ、またオーストラリア、そして東欧諸国のチエ

コなども、またメキシコなども着々と準備を進め

てきた。若干遅いんじゃないかな、こんな感覚を持っています。

私は実は、この法律案、いつ出るのか、いつ出

るのかと非常に心待ちにしていた感があるわけであります。と申しますのも、もう既に、O.E.C.Dの勧告が出た後、またその以前に、アメリカ、カ

ナダ、またオーストラリア、そして東欧諸国のチエ

コなども、またメキシコなども着々と準備を進め

てきた。若干遅いんじゃないかな、こんな感覚を持っています。

私は実は、この法律案、いつ出るのか、いつ出

るのかと非常に心待ちにしていた感があるわけであります。と申しますのも、もう既に、O.E.C.Dの勧告が出た後、またその以前に、アメリカ、カ

ナダ、またオーストラリア、そして東欧諸国のチエ

コなども、またメキシコなども着々と準備を進め

てきた。若干遅いんじゃないかな、こんな感覚を持っています。

私は実は、この法律案、いつ出るのか、いつ出

るのかと非常に心待ちにしていた感があるわけであります。と申しますのも、もう既に、O.E.C.Dの勧告が出た後、またその以前に、アメリカ、カ

ナダ、またオーストラリア、そして東欧諸国のチエ

コなども、またメキシコなども着々と準備を進め

てきた。若干遅いんじゃないかな、こんな感覚を持っています。

○古賀委員長 これより商工委員会環境委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が委員長の職務を行いま

す。

だれでもがとれるような方向で進んでいただきたいと思います。

今、大臣もOECDのお話に若干触れられたわけありますけれども、アジェンダを読ませていただきますと、PRTTRのガイダンスマニュアルによるところ、他の国のPRTTRの制度、もちろん環境問題に対する取り組みが国によって違うわけです。だから、なかなか一致させることは難しい。言葉をかえますと、PRTTRの水準の調和というものが、ハーモナイゼーションというのは非常に難しいわけです。

この点についてももちろんのこと、環境庁並びに通産省の方で、この法律案を準備する中で、各

国との制度のあり方の調和みたいなことに取り組んできたと思うんですけれども、その点について、どういうことをやってきて、またどういう方向で各国の水準と整合性、そしてハーモナイゼーションを図つていこうとしているのか、お聞かせ願いたいと思います。これは事務方も、通産省そして環境庁ともお聞かせ願いたいと思います。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

ECDの国際会議を東京に招致しまして、東京で会議を開くことによりまして、国際的な議論の高まりの場を提供するとともに、私ども自身もその場で勉強させていただくというようなことをやつてしまひました。まさにその意味では、ハーモナイゼーションのための場をつくり、自分たちもそれに共同参加した、そういうことでございまして、本法案にも、第一条におきまして、環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際的協調の動向に配慮してと規定しているのも、そういう気持ちのあらわれでございます。

今後とも、OECDなどにおきまして、国際的な協調に積極的に努めてまいりたいと考えております。

○河野(博)政府委員 お答え申し上げましたよう

に、この法案の第一条で、国際的協調の動向に配慮するということもうたわれているわけでござい

ます。私どもも、昨年、環境庁がお開きになりました国際シンポジウムにも参加させていただき、国際的な動向をフォローしているつもりでございますけれども、これからも、ハーモナイゼーションに主体的な役割を果たしてまいりたいといふふうに思っております。

○石原委員 法律の総則の第一の「目的」に書いてあるとおり、これからもそういう部分でイニシアチブをとって、OECDの中でデータというものが世界共通のものになるよう非常に努力をしていただきたいとお願いを申し上げるわけでございます。

次の質問に移らせていただきたいのですけれども、これはまず環境庁長官、真鍋大臣にお聞きしたいのです。

データを集めていつて、データをはつきり発表するのは非常に重要なところだと思うのです。そして、環境庁と通産省は、集計したデータをどのように方法で国民や環境団体が手に入るよう準備をしていくのか。その点について、データの部分について、非常に重要な御意見をお聞かせ願いたい。

アメリカは大きな事故がございましてこの問題について先行しているわけですが、アメリカの現状についてちょっと見させていただきますと、情報の公開方法の中でも、例えばコンピューターと、情報の公開方法の中でも、例えはコンピューターのデータシステム、TOXネットを通じて、休日も二十四時間市民がアクセスすることができたり、NGOもありますし、RTEKネット、そういうものもあるって、知る権利ネットワークということがありますけれども、市民に情報の提供といふものが割とできている。

日本も今回、情報公開法というものが通ったわけですから、この部分についても非常に開かれています。

○河野(博)政府委員 お答え申し上げます。

私も環境庁におきましては、既にこれまで、もろもろの所掌事務につきましての情報提供の場

セントーというのを設置しております。

今回のこのPRTTRにつきましても、データベースをつくって、それを国民に広く周知する

ところが非常に大事だと考えておりまして、本

法律により得られますところの化学物質の排出量等の情報と、これまで環境庁が蓄積してきた

化学物質に関する科学的知見や環境モニタリング結果などの環境情報を、一体として利用できるようになりますが効果的かつ合理的であると考えて

おりまして、こうした観点から、現在その取り組みの検討を始めているところでございます。

○河野(博)政府委員 お尋ねの情報提供でござりますけれども、この法案では、電子情報組織といいますかコンピューターを通じての届け出などが

できるようにもしておりますし、そういったコンピューター、情報技術を使っての情報提供を努力してまいりたいというふうにも考えております。

環境庁同様、私どもも協力しながら、データベースの整備、そういうたたなめもしてまいりたいと

思つております。

○石原委員 大臣、御感想なり個人的な御見解

でも結構でございますけれども、このデータベー

スの情報公開について何かお考え、特にアメリカの方はNGOも使ってこういうものがアクセスで

きるようになつてきているわけですが、日本は

ちょっと、先ほど、言葉が悪いのですけれども周

回おくれでスタートしておりますので、なかなかそこまでいくには時間がかかるかもしれませんけれども、ここがこの法律案の一つのポイントでござりますので、御所見がございましたら、御感想

でも結構でございますが、お願い申し上げます。

○河野(博)政府委員 お答え申し上げます。

届け出違反に対します二十万円の過料という金額は、最近の他の法律の例を踏まえて、先生御指摘のようにそういうバランスで考えたものでござります。届け出不履行事業者あるいは虚偽の届け出される。かなり厳しい罰則であります。

この点について、この二十万円というものが本当にリーズナブルなものなのか、理にかなつたものもあるって、知る権利ネットワークという

のであるのか、どういうところからこの二十万円のですが、海外とまた比較をして恐縮でございますけれども、さらには六ヶ月以下の禁錮刑も科

りますけれども、これが非常に大きくなつてきたと思うわけあります。

○石原委員 情報公開法によりまして、渡す

べきは感ずるわけありますけれども、やはりいつもデータを国民に広く知らしめなければならぬ

いと思っておるわけありますけれども、その中

はひいてはそれが事業者の経済的不利益につなが

るということで、抑止力として作用することになります。

るというふうに考えております。

このように、我が国におきましては、届け出義務違反に対する罰則については、直接的な経済的負担効果というよりも、むしろ、それに伴います社会的信用の失墜といったような社会的効果による抑止力に着目した担保措置とするのが一般的であるというふうに考えております。したがって、この法案に規定いたします罰則によつても、法律の実効は十分担保されるのではないかというふうに考えております。

ちなみに、最近の例で申しますと、大規模小売店舗立地法の届け出違反も、平成十年の立法例でございますが、「二十万円以下の過料」というような

レベルになつております。

○石原委員 局長のおっしゃるように、他の法律案との兼ね合いということもあると思いますが、性善説、性悪説に立ちましても、この問題はやはりこれから一つの今後の課題として残つていくよう

な気がいたしますので、十分気をつけて、そういう報告義務違反等があつたことについても御報告をいただきまして、それが本当に適当であるのかといふことはフォローフォローアップをしていただきまして、お願いを申し上げる次第です。

質問を移させていただきたいと思うのですが、会社の規模、事業所の規模によつて報告義務といふもののが生じてくることになつておりますけれども、この点について、アメリカとカナダの例をまた調べてみますと十人以上、日本の場合はこの法律案を読ませていただくと二、三十人規模ということになつて、いくように見られるわけでござります。

正確な化学物質データを集計するには、より細かくいろいろなところからデータを収集するといふことが必要になつてくると思ひますが、ここ

点につきまして、一体この法案ではどのくらいの規模の事業者あるいは会社を対象にして行つていこうとしているのか。そしてまた、それが他の国々の状況と照らし合わせて妥当なのか。また、妥当であるならば、それはより踏み込んでいる法律な

のか、それとも若干緩目の法律なのか、その点についての御見解を賜ればと思います。

○河野(博)政府委員 政府におきましては、これまでに実施されましたP.R.T.R.のパイロットプロジェクトですとか、あるいは化学物質の取り扱い

に関します実態調査などで、事業者の化学物質は、さらに制度の開始前までにより詳細な実態調査を実施して、そのそそり基準を決めたいといふふうに考えております。

こうした調査結果を踏まえると同時に、御指摘になりましたように、欧米諸国との制度の実績も十分参考にいたしまして、実効が上がるようなすそ

とを、佐藤先生、申しわけないと思つております。

最後に大臣に御所見をお伺いしたいのですが、

環境庁の昨年ですか、つくられたこのパンフレットの一番最後のところに、「P.R.T.R.はこれから育てていくシステムです。みんなでよりよいシステムをつくりましょう」こうおつしやつてあるわ

けです。民主党の方の案も私は実は拝見させていただいて、なるほどなという部分もありますし、ちょっとと目指しているペクトルが違うんじゃない

かというようなところもありますが、いい部分も多々あると思うのです。そういうものを取り入れられるところは十分取り入れていただき、みんなでよりよいシステムをつくつていっていただきたい。

まさにこのパンフレットに書いてあるとおりで

あります。

○河野(博)政府委員 今申し上げましたように、政令の基準はこれから検討でございますので、今私が断定的にこうだということをお答えできる立場にはないわけでござりますけれども、御参考までに、環境庁のバイロット事業では、物によりまして百人または三十人。それから、御指摘のように、アメリカ、カナダでは十人。

しかし、人數だけではなくて、取扱量なども参考にしながら決めているというのが実態でございま

す。

そこで、P.R.T.R.法案にいたしましても、環境

に対する有害特定物質がどの程度になるかという

数の問題にもやはり相違があると思うわけであります。

まず最初は、二、三百種類のところを対

象にしてやつていただきなと思っておるわけであ

りますし、またその中におきまして、新しい化

物質等も排出してくるものと思うわけでありま

すけれども、それが大変な公害をまさ散らした

結果になつたわけであります。

いかなければならぬと思つておるわけであります。

いずれにいたしましても、この法案の作成に当

たり、また運用に当たつて、さすがは日本のP.R.

T.R.法案だという称賛がいたげるよう努めし

てまいりたいと思つておるところであります。

○石原委員 これで終わります。大臣、頑張つてください。

○古賀委員長 中山義活君。

○中山(義)委員 私は、今回補欠選挙で当選をし

てまいりました中山義活でございます。

石原さんが今質問した後なので、たまたま私どもが鳩山邦夫が、自然との共生ということを選挙

を戦つてまいりました。私が質問したいのは、自

然といふものといわゆる経済といふものは決して

対立した概念ではないと思うのです。ともに共

生をして一緒にやつしていくことがすばらしい経済

の発展につながると思うのです。

よく、エコロジー・イズ・エコノミーといふよ

うな言葉もありまして、環境問題を大切にしなが

ら経済を発展させていく。つまり、商品をつくる

ときに、コストだけ下げればいいのだ

うので

はなくて、そのコストの中に自然保護が入つて

いるというようなことを考えなければならない

ものがないわけであります。それでは先進国を見

習つたらどうだという意見もあるわけであります

けれども、アメリカにいたしましても、また欧米

諸国が先進国にいたしましても、その国内体制に

相違があるわけでありまして、国情に沿つた形で

この法案を作成しないければならない、私は

こう思つておるわけであります。

そこで、P.R.T.R.法案にいたしましても、環境

に対する有害特定物質がどの程度になるかといふ

数の問題にもやはり相違があると思うわけであります。

まず最初は、二、三百種類のところを対

象にしてやつていただきなと思っておるわけであ

りますし、またその中におきまして、新しい化

物質等も排出してくるものと思うわけでありま

す。

だ、こういうようなことを見ていると思うのです

ね。そういう意味で、まず環境庁長官、この辺に

ついて意氣込みを聞かせてください。

○真鍋国務大臣 日本はかつて経済大国とい

うことで、バブルの絶頂期が一九九二年前後にありま

した。その当時は、まさに大量生産、大量廃棄と

いう概念でもつて事の処理に当たつたわけであ

りますけれども、それが大変な公害をまさ散らした

結果になつたわけであります。

しかし、公害対策を講じていく中に、スピードにその対応策が講じられたわけでありまして、日本の公害対策というのは範囲なものだとう国に相なったわけあります。

しかし、環境との共生ということにつきまして、いま一つ理解が遅かったわけがありますけれども、今日になりましてその点に気がつきまして、環境共生の中に持続的発展を遂げていく経済体制ということを合い言葉にして、今日、日本の経済とそして環境の共生が國られておるわけあります。そして環境の共生が國られておるわけありますけれども、今日になりましてその点に気がつきまして、環境共生の中にも持続的発展を遂げていく経済体制ということを合い言葉にして、今日、日本の経済とそして環境の共生が國られておるわけあります。そして、せひそういう体制の中に各國から畏敬される国になつていかなければならぬ、こういう意気込みでございます。

○中山(義)委員 今環境庁長官の意気込みを聞いていますと、やはり本當は、この問題を全部所管するのは環境庁長官がしつかり所管していく方が望ましい、私はこんなふうにも今感じました。本當は通産大臣にこれを答えてもらいたかったのですが、今いらっしゃらないので、環境庁長官に答えてもらいましたけれども。私どもは、例えば日本の国だけが環境を守つても、よその国が環境を守らなければ全般的には環境というものは破壊されていくと思うのです。例えばアマゾンの熱帯雨林がどんどん刈られていく、これはアメリカの環境にも関係あるわけですね。そういう面でも、今回OECDの勧告によつて日本の国が世界に先駆けてやるというならわかるのですが、大分おくれてやるわけですから、相当充実したものが必要だというふうに思うのですね。世界の各国に、さすが日本だ、こう思わせるようなものでなければいけないと思うのです。どうとれるわけですね。

本来、情報というのは、国民そしてまた事業者、消費者、それから自治体、多くの方たちがその情報を共有していく。その中で、モニタリングを初めとして、国民の中から事業者を監視していく、

こういうような制度が一番望ましいと思うのですが、環境庁長官と、民主党の案も御説明いただきたい。よろしくお願いします。

○近藤議員 民主党の近藤でございますが、民主党の案について、今御質問の点についてお答えをしたいと思います。

まさしく私たちの国であり、私たちの環境であります。そういう意味で、私たちの民主党案といふものは、とにかく、自分たちの健康、あるいは私たちが住むこの国、町の環境をどういうふうに守つていいか。そして、その守つていく主役は市民であるということが大前提であります。そういう意味で、情報はまさしく私たちのもの。

この法案の趣旨といいますのは、いわゆる環境汚染物質に対する十分な情報、そしてまた知識を得ることによって、それを私たち市民が得ることによって、環境リスク、まさしく環境問題で昔から予想だにしなかつたような問題が、環境ホルモン、ダイオキシンなどもそうだと思いますが、そういう予想だにしなかつたようなことが出てくる、そういうことに対するリスクをいかに軽減をしていくか、そういうことがあります。それはもちろん行政も責任を持つことであります。それが、まさしくその一番大きな影響を受ける、それが市民になって監視をしていく、そういうことが大きな趣旨であります。

そういう意味で、情報はできるだけ広く国民に浸透しなければなりません。ですから私たちは、企業秘密、こういった問題は除きまして、個別の情報も最初から開示をしていく。そしてそれも、インターネットという今大変にいい方法、お金も

かかるなくして簡単に情報を取り出せる、そういう方法もあるわけですから、インターネットによつて公開も義務づける。また、そういう法案にもなるべくほかの方法でも利用しやすいように、

かからなくて大変簡単に情報を取り出せる、そういう方法があるわけですから、インターネットによる開示をしていく。そのためには、情報公開をめぐらうような姿勢なのかどうかという御質問の趣旨であれば、それは違うということでござります。

おいて「化学物質による環境の汚染により生ずる

人の健康に係る被害及び生態系への影響について国民が正しく認識することが現在及び将来の国民の健康かつ安全で文化的な生活の確保を図る上で不可欠であることにかんがみ、国民は、化学物質の環境への排出量その他化学物質による環境の汚染の状況等に係る十分な情報の提供を保障されるものとする。」ということを入れまして、情報公開、これが大変大切だということをうたわさせていた

だいております。

○中山(義)委員 今のお話のように、この法案というは、民主党案としてはあくまでも情報を公開していくんだ、情報公開法に近いんだというようないうな理念があると思うのです。

しかし、通産大臣、ちょっと今回の法案は、法律案の名称を見ても、何か、化学物質の状況を両所管庁が把握して管理するのが主眼ではないかというような感じもするのですね。つまり、お役所が事業者を管理して、事業者の方はどうしてもお役所の顔色を見ながら何かやっていくというような一つのかかわりを事業者と所管庁と持つていく、そういうようならちよつと閉鎖的な感じもするのですが、そんなことはないでしようか。

○与謝野国務大臣 先般、まず国会で情報公開法が長い間の審議を通じて成立をいたしました。したがいまして、この問題とは直接関係ございませんけれども、国の行政機関が持つております行政情報というのは、一定の条件のもとで、すべて国民に公開をする。国民に公開するばかりでなく、世界じゅうの何人にも公開するという制度を導入したわけでございます。

したがいまして、もちろん法律が直接これとかわりがあるかどうかということは別にいたしまして、全般、日本の行政機構が持つている情報公開に対する姿勢というのは積極的に国民に情報を公開するということでございまして、情報公開をためらうような姿勢なのかどうかという御質問の趣旨であれば、それは違うということでござります。

化学物質の環境保全対策というのは、化学物質

の管理の促進と一体として行うことが効果的であると我々は考えており、このような観点から、本法案の作成に当たっては、環境保全対策を所掌する環境庁と、化学物質の管理を所掌する通産省との一致協力して取り組む、そうでなければならぬということで、本法案をお願いしているわけでございます。

○中山(義)委員 今通産大臣の答弁でございましたが、民主党案では、何か今の答えに對して批判がありましたら、ちょっと言つてください。

○佐藤(謙)議員 提出者の佐藤謙一郎でございます。

先ほど通産大臣からお話をございました情報公開法についてでありますけれども、情報公開法はあくまでも有料でございます。そしてまた、請求ベースでそうした情報をとるという枠組みでありますけれども、私どもが対象として今回提出していくような思想であります。

先ほど通産大臣からお話をございました情報公開法についてでありますけれども、情報公開法はあくまでも有料でございます。そしてまた、請求ベースでそうした情報をとるという枠組みでありますけれども、私どもが対象として今回提出していくような思想であります。

したがつて、インターネットによる情報提供の義務化ですか、それから、そういう意味では、無料で国民に提供するというよりも、国民自身が持つていてる情報という発想からスタートしておりますから、情報公開法とは、私ども言葉では情報公開という言葉を使つておりますけれども、一步進んだ本当の意味での情報公開に近いのではないかと考へております。

ところでおこで今まで論議をしてきたわけですが、もう一つ、情報が、いろいろな情報が垂れ流されて、間違つて不正確な情報が伝わると大変怖いということがあると思うのですね。そういう面で、ある程度、情報は何でもかんでも出すというものではない、こんなようなことを先ほどちよつといろいろお話しがあつたようでございます。

この間、四月二十九日に「ダイオキシン測定事業で談合」なんというようなことが新聞に出でてい

まして、このダイオキシンの問題についても、ど

の程度が非常に国民に影響を与えるのかとか、どの程度が住民に影響を与えるのかとか、こういう情報が正しく伝わっていないために、テレビ朝日

でやった番組で大変大きな問題になりましたね。

一つは、汚染されているものが野菜だったかお茶だったか間違えたという、テレビ局側の大変大きな間違いがあったのですが、これは大変大きな影響がありましたね。最後に総理大臣がホウレンソウか何かを食べて、それで国民を安心させた、こういうことですけれども、もっと本当に客観的なデータというものが国民に知らされなければいけない。

こういう面におきまして、正確性について環境

庁長官はどういうふうにお考へになつてるので

しょうか。

○真鍋国務大臣 情報は公開していかなければな

らないことは言うをまたないわけでありますけれ

ども、それがいかに正確性を持つておるかという認識を問い合わせていかなきやならないと思つて

ます。

先般の埼玉のホウレンソウやお茶の件にいたしましても、安全基準値というのがまちまちであつたわけでありまして、WHOの数値にいたしましても、十ビコグラムになつてみたり、また環境庁の数値のよう五ビコグラムになつたり、いろいろするわけでありますけれども、その基準とい

うものも人それによつて違つてくると思うわ

けであります。

食品の中から吸収するということになりますと、安全基準値というものが、毎日どる量と毎週どる量と毎月どる量、その集合によつて変化があ

るわけでありますから、その変化の中においても、そうすることによって、国民の食生活の面にお

いても、またダイオキシンの摂取量においても、おのずから限度というものが示されてくる、こう

思つておるわけであります。

○中山(義)委員 民主党案では、今の情報の正確性という点では、どのようにとらえているので

しょうか。

○近藤議員 まさしく、データが正確であること

が大変に重要なことでありますし、私どもといた

しましては、中小企業に対するきめ細かな対応に

より未然にデータが不正確になることを防ぐこと

が必要だというふうに考えております。

そのために、データの提出先をまず市町村にい

たしまして、現場レベル、なるべく排出しておるところに近いところできめ細かな対応をしていくこ

うというふうに考えております。

また、データの正確性を担保するためには、事

業者に帳簿の備えつけを義務づけるとともに、

虚偽の届け出に対する罰則も政府案よりも強くし

ています。

○中山(義)委員 今、市町村という話がありま

たけれども、一番身近な自治体であるということ

は間違ひありません。しかし、先ほど参考人のい

るいろいろなお話を聞いていますと、若干、市町村で

はちょっと対応できないんじゃないかという話も

ありましたね。私どもは、都道府県ぐらいがどう

かなと思うのですが、民主党案の中で、市町村がいいのか都道府県がいいのか、この規模について

は論議はなかつたのでしょうか。

○佐藤(謙)議員 私も先ほどの参考人質疑で質問

をさせていたいたのでありますけれども、この法律、とりわけこのP.R.T.R制度というものは、まさに生産点から生活点へ大きく場を広げる、そういう意味があろうと思います。

そんな中で、業所管官庁が届け出先になる政府

域というものを大切にした、市町村を母体にした、そうした地域での取り組みが必要であろう、そういうふうに考えてまいりました。実は、私どもが法律をつくり上げる過程において、市町村にはなかなか化学物質の専門家が乏しくて、また企業秘密の判断も難しい、そうした声があることも承知をしながら議論をしました。そんな中で、あくまでもこうした問題を今から三千三百の市町村が学習をし、そして地方分権のための核になる扱い手としてどれだけ成熟していくか。まさにこのP.R.T.R制度は、それをきっかけにして地方分権を大きく前に進める可能性があるだろうというふうに私どもは考えてきたわけであります。

しかも、もしも市町村レベルで企業秘密等々の判断に批判、不服がある場合には、不服に対する申し立て制度を私ども大変いろいろな形で幾層にも取り上げておりますから、都道府県や国に対しても不服審査をしていくことができるというような形で、市町村の判断を補つていくことができるとういうふうに考えております。

しかし、もしも市町村レベルで企業秘密等々の判断に批判、不服がある場合には、不服に対する申し立て制度を私ども大変いろいろな形で幾層にも取り上げておりますから、都道府県や国に対しても不服審査をしていくことができるというような形で、市町村の判断を補つていくことができるとういうふうに考えております。

しかし、もしも市町村がいいのか市町村がいいのかという議論は、私どもは市町村という結論を出させていただきましたが、都道府県や国に対しても、逆でして、問題がなくとも十年後には当然見直しをするという規定なのでございます。

なお、さらにつけて加えさせていただきますと、実は私ども、今、物質につきましては、十八条に

も「政令の制定又は改正の立候をしようとするときは」という規定がございますように、十年待つということではなくて、科学的な見地の集積を

ましまして、物質の対象をふやしたりしなければならないということになれば、迅速に政令を改正して対応していきたいと考えております。

○中山(義)委員 たしか、この法案の趣旨は、国民の健康であるとか、生態系であるとか、または環境破壊であるとかということを未然に防止しようと柔軟に対応するためには、十年という幅はちょっと長過ぎるのではないか。五、六年の間にある特定の化学物質が出てきたら、やはり未然に事故を防止するためにもっと早く柔軟に取り上げたらい

いのではないか。

この十年という長さはちょっと長過ぎるのではなかと思うのですが、いかがでしょうか。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

P.R.T.R制度自体の見直しにつきましては、実際の制度運用の経験を十分踏まえて行う必要があると考えております。本法案では、周知徹底のために二年程度の準備期間を実質的に置くことになつております。私ども、十年といつても、P.R.T.R制度が本格施行されてからの年数はそれだけまた少ないものになっているということが、また一点申し上げたい点でございます。

また、このことは、制度の施行状況を見て、実際の運用に問題があつても施行後十年を経なければ見直しをしないというものではございませんので、逆でして、問題がなくとも十年後には当然見直しをするという規定なのでございます。

なお、さらにつけて加えさせていただきますと、実は私ども、今、物質につきましては、十八条に

も「政令の制定又は改正の立候をしようとするときは」という規定がございますように、十年待つことではなくて、科学的な見地の集積を

ましまして、物質の対象をふやしたりしなければならないということになれば、迅速に政令を改正して対応していきたいと考えております。

○中山(義)委員 たしか、この法案の趣旨は、国民の健康であるとか、生態系であるとか、または環境破壊であるとかということを未然に防止しようと柔軟に対応するためには、十年という幅はちょっと長過ぎるのではないか。五、六年の間にある特定の化学物質が出てきたら、やはり未然に事故を

防止するためにもっと早く柔軟に取り上げたらい

ればやはり間に合わないと思うのです。

そういう面で、民主党案としては、柔軟な対応の仕方についてははどういう配慮をしていますか。

○近藤議員 まさしく時々刻々と、本当に予想もしなかつたような危険性を持つ物質が出てくることがありますので、私どもとしては、先ほ

どもお話ししましたように、まず情報公開をとにかくやっていく、情報を国民の皆さんのが手に入れやすいようにしていく、その中から、いろいろな

批判といいますか、その制度に対するお声をいただきながらやっていく。

ただ、見直しつきましては私ども附則の第三

条において書いておるのですけれども、「政府は、この法律の施行七年を目途として、化学物質による環境の汚染の状況等を勘案し、この法律による制度全般について検討を加え、その結果を公表するものとする。」ということであります。それによつて、七年ということであります。担保していきたい。

PRTシステムをつくっていく中でのOECDの勧告の原則があるわけありますが、とにかく、実施中の評価を可能にし、必要性の変化に応じて、関係する団体、そしてまた害があるかもしれないという国民の皆さんによる変更がまさしく可能な、柔軟性をなるべく持たせていただきたい、そんなふうに考えております。

○中山(義)委員 とにかく、未然に防止するわけですから、早目早目に疑わしいものはある程度どんなん柔軟に対応していくことが望ましいと私は思ひますので、民主党案はそういうところを配慮しているのだ、このように思うわけです。

あともう一つ、先ほどOECDの勧告の中に、この法案をつくっていく過程も透明性を持たなければいけないというようなことがあつたやに聞いております。先ほど環境庁長官の意欲ある答弁を聞いたものですから、環境庁長官が一元的にこの問題について管理していくのが本当は一番望ましいと私は思うのですが、この法案の作成の過程に、各省間でいろいろ覚書があつたり、また業者と所管庁と話し合いをしたのではないかとか、業界

かつたのではないか、この覚書について何かおかしなことがあるのではないかという気もするのですが、その辺はいかがでしょうか。

○与謝野国務大臣 間違つていただきたくないのは、法案を作成しているのはこの国会でございます。法案を提出するに当たつてこれらの方々の意見を聞くというのは半ば当然のことございまして、それをもつて連する関連業界、企業等々の意見を聞くというのは半ば当然のことございまして、それをもつてして透明性に欠けていいると言うのは、その批判は当たらない。むしろ、皆様方の質問や、あるいは民主党の対案によって透明に法案が作成されるわけですから、そのような批判をするということとは国会議員がみずから存在を否定することにはなるのだろうと思つています。

○中山(義)委員 そういうような答弁が返ってくるとある程度は予想はしておりますけれども、私は、こういういろいろな覚書があるということは事実なのですね、こういうのが。ですから私は、そこで話し合いがされていて、むしろ国会で論議する前に業界や何かといろいろな話をして何か決まっていったような、そういう感じがするわけです。

よく、政官財の談合三兄弟だとかなんだとか前

に新聞に出ていて、そういうことを一般の国民が考へているのではないかと思ったのであえて私は言つたので、国会議員としては当然国会を軽視してもらつては困りますし、やはりここで法案として出てきて、我々がしっかりと審議をして、その結果が、法案が初めて世に出していく、こういうことだというふうに思います。

そういう面で、私どもは今回の法案について、本来であれば環境庁が一元的に何でもやつていつた方がいいのではないかと思っているのは、そういうところにあるわけです。ですから、環境の問題などの答弁が出ていて、さらにこういう覚書等も私いたきました。これを読んでいますと、若干そんなことがあるのかなというようなところも幾つかあるわけです。そういう面で、この法律を作成する過程で、もっと透明でなければいけな

○真鍋国務大臣 化学物質の問題につきましていろいろな情報提供を願うのは、私は、従来の省庁からいつて通産省だ、こう思つておるわけあります。今回のPRT法案につきましても、通産省の協力、そしてまた環境庁のイニシアチブを、いろいろな面で整合性を図つてきたわけであります。けれども、多くの示唆をいただいて、そしてここに提出法案ということに相なつたわけであります。

幾ら環境面の負荷を少なくする法案だといっても、環境庁一省ではできる問題ではありません。ですから私は、通産省と環境庁が一緒になつて力を合わせてOECDの勧告を受け立派な法案をつくつてしまいましょうということで努力をいたしております。ですから、業界との癒着とか変な勘ぐりは絶対しないようにしていただけで、この場でしっかりと審議をして、そして立派な法案をつくつてしまいたいと思っておる次第であります。

○与謝野国務大臣 以前ですと縦割り行政でございましたけれども、今政府が扱つておる問題あるいは国会で扱つておる問題は、一省の縦割り行政の中になかなかおさまらない問題が数多く出てきた、そういう時代になつたと私は思つております。今般の行政改革の理念も、やはり、所管庁を大ぐくりにして、なるべく、各省の縦割り行政といつて余り細分化しているものをもう少し統合しようという思想が入つております。

今回のPRT法も、どこの官庁が所管をするのかという縦割り行政的な考え方ではなくて、やはり複数の官庁が関係する問題については複数の官庁が、今までの縦割り行政的な縛り張り意識を持つた考え方を捨てて、省庁間で協力しながら国民の生活や健康のために努力をしていくこと、これがいかが

コロジー・イズ・エコノミーという話をしまして、いわゆる環境対策のものがこれから経済対策になつていくんだと。東京の場合は、公害対策、条例とかいろいろやりましたね。公害を厳しくやることによって新たな、科学技術であるとか、まだいろいろな技術が生まれてきたのです。今までいろいろな面で示唆をいただいて、そして新たに提出法案ということに相なつたわけであります。

そういう面では、まさに大臣の言ったように、縦割りではなくいろいろ横とも考えていただきたい、こういうことだと思うのです。しかも、やはり商品をつくつしていくときに、その商品の値段の中に環境を守つていくというコストが内在しておるわけであります。ですから、業界との癒着はいなければいけない、そういう時代だと思うのですね。

そういう面で、私どもは、今度の法案というのはまさに環境庁と通産省の合作ですばらしいものができればいいな、このように思つておるわけで、若干、私どもの疑問がある点は民主党の法案作成者からちょっと、もし今通産大臣の答弁に批判があれば言つていただきたいと思うのです。どうぞ

○近藤議員 批判と申しましようか、まず、ちょっと戻りまして、先ほどの覚書のところからお話をさせていただきたいわけでありますけれども、OECDの原則には、とにかく、PRTシステムを構築する全過程及びその実施、運営は、透明かつ客観的であるべきであるというふうにされていきます。そういうふうに思つておるわけであります。そういうことでは、確かにPRT法案、政府案を見ますと、大変に根幹的な問題で問題があるのではないか。

つまり、このPRT法案の一番の大変なところというのは、やはり一般的のというか、生活する国民が汚染物質について知る、その情報によってリスクを避けていくということだと思います。そういう意味で、健康あるいは環境を守るという

ことが一番大きな根幹になつてくると思うわけではありませんが、どうも与党案を見ておりませんと、どちらかというと、事業者による管理活動を改善強化し環境の保全を図るために、環境の保全を図るためという目的は出ているのですけれども、事業者による管理活動を改善強化する、こういう手法が書いてあるわけでございまして、このところは、やはり根幹的に大きな問題があるのでないか。そしてこの点が、縦割りがすべて悪いとは申し上げませんけれども、逆に言いますと、それぞれの省庁がこのP.R.T.R.の窓口をつくる、それそれが活動するよう一元的に、目的からしても環境庁が一括してやつていく、その方がいいと思います。

○中山(義)委員 ただ、今言ったようにいろいろな所管庁がありまして、報告するところがうんとありますと、商売とかまた工場によつては、やはりいろいろなものに關係しているということがあり得ると思うのですね。例えば、通産省にも關係しているし、農林省にも關係しているし、ほかの省庁とも關係しているかもしれない、そういう業態というのはうんとあると思うのですよ。そういう面で私は、環境庁長官が一元的に報告を受けてやつた方が、国の場合だつたらいいのじやないかと。

私は、これは国が受けた場合を言つてるのであります。国が受けた場合はやはり一元的な方がいいのではないか、こういふうに思つてゐるのですけれども、恐らく業態によつてはかなり幾つも、農林省と通産省とか、あると思うのですね。私はそういう業態もいろいろ知つておりますし、その辺で、環境庁長官、どうですか。

○真鍋國務大臣 省庁の多元性からいつて、それを二つにまとめるだけでも大変なわざだと私は思つておるわけであります。

ようやくにして、通産省と環境庁が一緒になつてという法案作成にこぎつけたわけであります。最初から一元ありきといふような考え方でなくて、

そういう二元性を持つた中にも一元的な色彩を帶びてくるというのが理想的なこれから処理方法ではないだろうか、こう私は思つておるわけであります。

いろいろな先生方の御指導をいただきながら、そういう面でいい体制ができればと思つておる次第であります。

○中山(義)委員 今回、そういう意味でいろいろ

縦割りじやないということと対象物質なんかかなり、私どもこれは入つていいのじやないかなというふうなものも入つていいなくて、恐らく環境庁長官としては、これは当然入るべきだと思つたのが入らなかつたりしたこととあつたのではないかなと思つたのですね。

例えばダイオキシンの問題なんかもそうなんですか。

○河野(博)政府委員 お答え申し上げます。

諸外国の行政組織も、必ずしも日本とすべてが同じではございませんのでいろいろあるとは思いますが、その前の段階で、やはり疑わしいものが相当あるわけですね。

対象物質について、今回、何か非常に限定されただような気がするのですが、もつと幅広くとられた方がいいのじやないかと思うのです。それについてちょっと、まず民主党案から聞かせてください。

○近藤議員 繰り返しになるわけでありますけれども、とにかく、本当に環境、健康を守るために

リスクを低減するということが第一の目的であります。そういう意味で、科学的な知見が十分に確立していいない物質についても、社会的な不安の

あるもの、そういうものについては積極的に定めるべきであろう、そういうふうに私ども民主党案では考えております。

ですから、第三十六条におきまして「環境の保全に係る化學物質の管理についての国際的動向、化學物質に関する科学的知見、化學物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況等を踏まえ、化

學物質による環境の汚染により生ずる人の健康に係る被害及び生態系への影響が未然に防止され

る」未然に防止されることとなるべきであることを

いう十分配慮して定めるものとする」ということでありますし、また、その対象物質の選定において、その手続、どういったものを対象物質とするか、その透明性を確保するために、政令案を公表綱要に付し、国民の皆さんから広く意見を求めて、その意見をもとに中央環境審議会において議論を行つていくと、これを定めておられます。

○中山(義)委員 今いろいろ、どういうふうに選定していくかという問題で、先ほどお話ししましたように、満を持してできた法律案ですから、ほ

かの国に先駆けてやついくためには幅広く対象物質を広げていつた方がいいのじやないか、こう思うのですが、諸外国ではこういうものはやはり所管大臣の方にみんな届け出るようになつて

のですか。

○河野(博)政府委員 お答え申し上げます。

臣としている国があるというわけではございません。しかしながら、P.R.T.R.制度は、国によつてますけれども、本法案のようには届け出先を所管大臣としている國があるというわけではございません。

しかし、化學物質といいますものは有用な基礎素材であります。多岐多様な形で用いられるも

のですので、事業者の生産活動に化學物質の管理をビルトインするということによって初めて初めて環境保全上の支障の未然防止が効果的に実現されるというふうに考えております。

そうした考え方に基づきまして、この法案では、事業者による化學物質の管理の改善を促進することにつながるものということを考えておりまして、環境保全行政を所掌する環境庁長官、そして化學物質の管理を所掌する通産大臣、そしてそれに加えまして各産業を所掌する大臣が一体となつて、いわば政府一丸となつてこの問題を取り組む体制とした、そういうことでござります。

○中山(義)委員 時間がありませんので、最後に

ちょっと通産大臣にお聞きしたいのですが、先ほどお話ししたように、物を生産する、これは日本の場合は自由主義経済ですから、少しでもコストを安くしていい品物をつくろう、こういうときに、いろいろ競争があつて、今までの一九七〇年から八〇年代ですと、買う方も、少しでも安いものを買おうという気があつたと思うのですね。しかし昨今、国民の意識の中にも、例えば再生紙を使つたものを買ってみたり、環境にリスクを与えないものとなるべく買っていこう、そういう機運になつていていると思うのです。

そういう面では、これから情報をどんどん公開して、国全体が環境を守りながら経済を発展させたい、こう、こういう大きな目的がなければいけないとと思うので、今回この法律案をつくったに当たりまして、その運用の意欲と、それからこの法案をもつともつと先に、直すところは直していくこう、こういう一つの大目的がなければいけないと、こういう面では、これから情報

として、国全体が環境を守りながら経済を発展させたいだけみたい、このように思うのです。

○与謝野國務大臣 日本の過去の経済を考えます。その法をもつともつと先に、直すところは直していくこう、こういう一つの大目的がなければいけないと、こういう面では、これから情報

として、国全体が環境を守りながら経済を発展させたいだけみたい、このように思うのです。

○河野(博)政府委員 まさにその通りでございまして、やはり地球環境という言葉が使われていており人間全体の問題でもありますし、また、日本人の国民生活、国民一人一人の健康の問題でもあるわけございます。したがいまして、企業も政府も、環境や健康ということには政策立案の段階で以前よりはるかに注意深く慎重に対応しているということは、多分おわかりいただけると思います。

そこで、リストにどの物質を載せていくかという問題があります。それは、科学的知見という完全に確立した考え方もありますし、科学的知見が完全なものではなくても、これをどうするかといふのは将来の判断だらうと思いますが、

我々は、その危険なものについて逃げることなく真正面から科学的に知見を深めていくという姿勢

を持つべきでありますし、科学的知見が出れば当然のこととして対象物質に加えていく、そういう姿勢が当然のこととして必要であると私は思つております。

○中山(義)委員 最後に、日本の国がしっかりと環境に配慮した、そういう経済体制といいますか、世界の環境は日本が守つていくんだ、ひとつこういう意気込みでお願いをいたしたいと思います。質問を終わります。

○古賀委員長 小林守君。

[古賀委員長退席、北橋委員長着席]

○小林(守)委員 民主党の小林です。

中山委員に引き続きまして、政府案とそして民主党案、対峙されておるわけでありまして、このP R T R制度についての国民的な関心を盛り上げていくためにも、できるだけ、法案の性格や骨子、それが浮かび出るような観点に統つて質問させていただきたい、このように考えておるところであります。

九年の地球サミット、リヨンにおけるサミットにおきまして、アジェンダ21が採択をされました。この第十九章にある、化学物質に対する情報提供のシステムを、データベースをつくるべきだ、そして広く国民の共有のものとして定着をさせていくことが、化学物質の有害性を、環境負荷を低減していく最大の有効な方式である、こんな提言がなされたわけであります。これを受けまして、九六年のO E C Dの勧告があつたわけであります。O E C Dの十四原則とかガイダンスマニュアルなども示されておるわけでありますけれども、これらの原則やマニュアルに沿つて、もちろん、当然のことながら日本の事情も踏まえながら法案がつくられてきたものというふうに思います。

全体的にこの政府の法案を見ていきますと、どうも、省エネルギー法のときに見せた通産省のトップランナ方式、これを私は大変すばらしい発想だと思いますし、その方式で科学技術立国として厳しい環境基準というか、公害規制も含めたそういう厳しい規制をクリアしていく、技

術革新を求めていく、これこそ日本が二十一世紀に向かって技術立国として生きていく道ではないのか、そのように省エネルギー法の考え方には賛成をしておったわけなんですけれども、このトップランナー方式という視点を、やはり環境基準についても当然当てはめていくべき問題ではないのか、私はこのように考えているわけであります。

そういう観点から見ると、いわゆる対象物質、質とか対象事業者とか、さらには公開のシステム、これらについても、先進のアメリカやEUその他他の国の制度と比べて非常に遅れをとっているのではないか、甘んじてはいるのではないか、こんなふうに思えてならないわけであります。

特に、O E C Dの十四原則、理事会勧告などを見ても、地域の市民の知る権利ということをしっかりと踏まえたデータベースをつくるんだ、その利用のシステムを考えるんだということも言われております。もう個別企業は、個別企業のデータについても基本的には請求開示方式をとっているということですね。しかし、アメリカなどでは、もう個別企業は全部データベース、インターネットで即時に見られるというようなシステムになつております。

それから、このO E C Dの原則の中にも、データの正確性を確保することが最大の命だと言われておりますけれども、そして、そのことが環境リスクの削減につながるんだということなんですが、O E C Dの原則の中にも、データの正確性を確保することが最大の命だと言います。

○与謝野国務大臣 私ども、これはよくできた法案だと思つて皆様方に審議をお願いしているわけでございます。国民の声を聞きながらやるというのには民主主義の手続としては当然のこととございますが、憲法には、国民は正當に選挙された議員を通じて行動するという事が書いてございますが、O E C Dの原則の中にも、データの正確性を確保することが最大の命だと言います。

私は、さつきも言つたように、対象物質や対象事業者やさらにはその公開のシステムについてはトップランナーでやるべきだ。そういう観点に立つならば、O E C Dの勧告を政府案はしっかりと受けとめていいのではないか、このように言わざるを得ないわけであります。そういう点で、政府案と対案である民主党案、それについて総体的な評価、考え方を示していただきたいと思います。

それから、このO E C Dの原則の中にも、データの正確性を確保することが最大の命だと言つておりますけれども、そのために、住民に身近な、地域社会に身近なところにある自治体の役割が極めて重要な地位だ、こんなことも勧告されておるわけであります。だから、こんなことも勧告されておるわけであります。

今日の政府案ではそれがちょっと、その趣旨には沿つていないのではないか、こんなことも強く感じます。

それから、対象物質の範囲についても、柔軟な制度の枠組みがないのではないか。かつての規制法、個別的な有害化学物質に対する規制法の限界なども思つておられる方、お答えいたしました。内容と手続の両方について申し上げさせていただきますが、特に、O E C Dの勧告附屬書十三項に、目標、目的の必要性を最もよく満足するメカニズムについて、関係、関連団体と合意すべきである、各方面、市民グループも含め、そして業界もそうでしょうし、利害関係者との合意をしていくことが必要だということが書かれています。また、十四項には、P R T Rシステムを構築する全過程及びその実施、運営は、透明かつ客観的であるべきだというふうにあります。こうした手続を、果たして今度の政府案はきつちりと踏まえていたのだろうか。

その手続からいいますと、去年の十一月の中環審の中間答申以来、閣議決定をし、提出をされた

この政府案は、その間の交渉あるいはその間どういうような議論がなされたかは一切非公開のままで、私どもには知らされていなかつたという事実。そしてまた、市民グループを中心にして、まだ十分議論は尽くされていない、必ずしも理想的な内容にはなっていない、そうした声が世論満ち満ちているにもかかわらず、そうしたことと不一致ながらこの法律案ができるました。それに対する深刻な反省が私どもの対案に結びついたということ。

手続とは別に、内容的に言いますと、OECDの基本原則は、御承知のように、国民各層が情報を共有してリスクを削減するという大前提に立つわけありますけれども、政府案のどこを見ても、リスク削減という、こうした文言が見られないわけあります。

私どもは、「目的」の中に「化学物質の環境への排出の削減を図り、この文言を入れること

ができます。九九六年に理事会勧告をされた内容に沿って、私どものこうした法律案に結びつけさせていただきました。

○小林(守)委員 政府案と対案の骨格的な違い

国会議員の意見を聞くのも国民の意見を聞くこと

ポイントが今示された、このように私は受けとめ

ております。

先ほど通産大臣の方から、国民の意見を聞くこと

だということござります。そのとおりだとは思

うのですが、例えば審議会の意見を聞くといつて

も、関係三審議会になるのだろうというふうに思

います。環境関係にならうかと思いますが中央

環境審議会、それから厚生省所管の生活環境審議会、

審議会、それから地方議會になるのではな

いと思います。環境庁関係にならうかと思いま

す。そういう観点に立つて、さらにはさまざま

な地方政府の関与が極めて重要であるとい

うことをガイダンスマニフェストの中で指摘してお

ります。

○小林(守)委員 それでは、もう一点。国と地方

との関係という観点でこの法律を見ていただき

ます。

私どもは、「目的」の中に「化学物質の環境への排出の削減を図り、この文言を入れることがまずPRT制度のまさに命であろうというふうに考えておりますし、それはそれぞれの条項に色濃く反映をされているわけでありますけれども、こうした意味合いが政府案には薄いのではない

か。

さらには、OECDの勧告附属書を踏まえて私どもは作成しましたけれども、化学物質の指定に当たっては、この附屬書の四項にあります、人及び環境に潜在的な危害のおそれのある物質をできるだけ多く含むように私どもは設計をしてまいりました。具体的には、政府案にはない地球温暖化物質も対象になるよういたしましたし、また、OECD報告書が強調している自治体、市民の参加ができる限り配慮をしたつもりでございます。

小林委員が先ほどお話をされたとおりでありますし、PRTの基本的なねらいというものが、

この二点についてお聞きしたいと思います。

○与謝野国務大臣 まず、パブリックコメント手

法の手法としては審議会の意見を聞くこと

とになるのだろうと思うのです。ところが、では、三審議会がそろつてそうだということになるなら

こういう三つの審議会がござります。

環境の中からじわじわと大きく、ぜひこれは対象化すべきだというような声が上がったときに、当然、政府の手法としては審議会の意見を聞くといふことになるのだろうと思うのです。ところが、では、

三審議会がそろつてそうだということになるなら

いいのですが、三審議会がそれぞれ一致しない

場合にはどうなるのか、これをまずお聞き

したい、このように思います。

それから、もう一つ。先ほど、パブリックコメ

ントの制度ができたということで、これはこれで評価していくと思うのですが、三月二十三日の閣

議決定でその手続が定められたというようなお

話、私もマスコミ、新聞等で読んだわけなんですが、これがパブリックコメント制度についての御指摘の点がございました。

そこで、対象事業者や対象物質についてやはり

お聞きしたいんですねけれども、この法律の中では、

対象事業者については、一定規模以下については、

そこ切りをして、あとは推計をするんだというよ

うなことになつております。しかし、それでいい

のか、これがこの情報の中身を決めていくことになるわけでありますから、そういう点で自治体、民間等の意見表示に適用。

これがパブリックコメント制度でございます。

今回の法案に関しまして、対象物質や対象業種の選定等、法の施行に当たつての政省令の立案に際しましては、ただいま申し上げましたようなパ

ブリックコメント手続に従つて、広く、国民、NGO、産業界、学識経験者等の意見を聞くことに

しております。

○岡田政府委員 先生の御質問のもう一点の方

の、審議会で意見が違つてくるような場合どうす

るのだと、このように思います。

それから、もう一つ。先ほど、パブリックコメ

ントの制度ができたということで、これはこれで評価していくと思うのですが、三月二十三日の閣

議決定でその手続が定められたというようなお

話、私もマスコミ、新聞等で読んだわけなんですが、これがパブリックコメント制度についての御指摘の点がございました。

そこで、対象事業者や対象物質についてやはり

お聞きしたいんですねけれども、この法律の中では、

評価していくと思うのですが、三月二十三日の閣

議決定でその手續が定められたというようなお

話、私もマスコミ、新聞等で読んだわけなんですが、これがパブリックコメント制度についての御指摘の点がございました。

そこで、対象事業者や対象物質についてやはり

お聞きしたいんですねけれども、この法律の中では、

対象事業者については、一定規模以下については、

そこ切りをして、あとは推計をするんだといふ

うなことになつております。しかし、それでいい

のか、これがこの情報の中身を決めていくこと

になるわけでありますから、そういう点で自治体、

民間等の意見表示に適用。

これがパブリックコメント制度についての御指摘の点がございました。

そこで、対象事業者や対象物質についてやはり

お聞きしたいんですねけれども、この法律の中では、

対象事業者については、一定規模以下については、

そこ切りをして、あとは推計をするんだといふ

うなことになつております。しかし、それでいい

のか、これがこの情報の中身を決めていくこと

になるわけでありますから、そういう点で自治体、

民間等の意見表示に適用。

これがパブリックコメント制度についての御指摘の点がございました。

そこで、対象事業者や対象物質についてやはり

お聞きしたいんですねけれども、この法律の中では、

対象事業者については、一定規模以下については、

そこ切りをして、あとは推計をするんだといふ

の辺が限度だというようなこともあります。しかしそれは、自治体でやることについては結構ですよということはあっていいんだと思うんです。地方分権の趣旨からいっても当然のことながら、すそ切りされた部分については、自治体の方ではこのデータは地域の問題としてぜひ欲しい、単なる推計では困るというようなことが出てくると思うんです。

それから、対象物質にしても、これはいい例かどうかわかりませんが、例えば埼玉県ではこの問題が非常に深刻になってきているんで、国レベルでは対象物質ではないけれども埼玉県としては、所沢市としてはこの化学物質はぜひ指定しておいてほしいんだ、指定していきたいんだということの自治体の独立性、地域の事情を踏まえるならば、いい例ではないんですが、ほかの県や市の何かの事例のときにもそういうことはあり得ると思うんですね。

地域の特性、地域の事情、産業構造とか、そういうものもいろいろあると思うんです。そういうところには、政府では対象物質になつてないけれども報告対象物質として自治体で決めていくたい、こういうことも当然認められなければならないんだろうというふうに思つんですが、それにについて、分権の視点も含めてお聞きしたいな、このように思います。

これは政府案と、対案の方の提出者の方でも、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○河野(博)政府委員 お答え申し上げます。

すそ切りの件でございますけれども、先ほど石原委員の御質問にもお答えしたとおりでございますけれども、これから諸外国の数字などを勘案しながら最終的に政令で定めさせていただくことになるわけでございます。

その辺の観点で、企業の負担能力なども考慮して、これからそういうふうに思つておられますけれども、その辺の負担能力のことは、原則がありますので、その範囲内で地方公共団体がどうおやりになるかという自由度はあるとは思いますが、それでも、その辺をきつちりと私どもは担保するような、いかなどいうふうに思つております。

また、物質の指定でござりますけれども、先ほどの御議論のように、審議会の御意見も聞いて最終的に政令で定めるということでござりますから、私どもとしては、あり得る最大の科学的知見をもつて指定をするということにならうと思つております。また、今予期しております二百、三百というような数字の御説明もございましたけれども、これが国際的な遜色のないものであるというふうにも思われますので、地方自治体におかれましても、そういうたった国際標準といいますか、国際的に遜色のないレベルのものを尊重していただけたらなというふうに思うわけでございます。

○佐藤(謙)議員 ただいま御質問の件でありますけれども、対象物質ですとかあるいは対象事業者につきまして政令で定める、そうした政府案があるわけですけれども、実はこの政令というのが普

十人ということでございますから、企業としての負担能力と申しますか、そういった問題も考えなければならぬだらうと思います。

そこで、これからそういうふうにそそ切りを決めていくことになりますけれども、それを下回つた企業の皆さんの排出量は、政府として推計によって日本全体の数字が把握できるよう、最大限の努力をしてまいりたいというふうに思つております。

そういう観点で、企業の負担能力なども考

え、非常に小さい企業の皆さんにどうするかとい

うことでございますから、もちろん地方の自治の原則がありますので、その範囲内で地方公共団体

がどうおやりになるかという自由度はあるとは思いますが、それでも、その辺をきつちりと私どもは担保するような、いかなどいうふうに思つております。

それから、対象事業者につきましては、政府案

と違つて私どもは、すべての産業リストの中から、製造者と非製造業のすべての中から、ネガティブ

リストということ逆にして、対象にしたところからこの部分だけを外すという形で、かなり広

範な対象事業者を確保したつもりでござります。

○小林(守)委員 先ほどの環境庁の方の答弁については極めて遺憾だと思います。

本当にP.R.T.R制度を、官製のものではなくて市民がしっかりとこの問題について取り組んでい

こう、国民的な課題として定着をさせていくんだ、環境リスクを削減していくんだという視点に立つならば、国で決めた一つの枠組みについて、いや、この地域ではぜひこういう問題が想定されるん

だ、科学的知見の問題はあるかと思うんですけども、その地域性とかそれからそそ切りの問題

について、先進的な自治体がしっかりとやつてい

くとというところを抑え込むような発想は決して認められない。

もう一回答弁を願います。

○河野(博)政府委員 先ほど申し上げましたよう

に、すそ切りにつきましては、企業の負担能力も含めて考えて政令で定めるということになつてしまつたとありますし、そのプロセスにおいて、先ほど大臣も

かし、未然に防止するということのためにはどう

いうことが考えられなければならないのか。例えば、定義の中に、化学物質、有害化学物質が人の

ということでございます。

もちろん、先生御指摘のように、地方自治の原

則がございます。地方自治体がそれぞれの実態に応じてやつていく、そういう地方自治の原則がございますけれども、そういう国として定めてまいり

ます。それをもちろん尊重するわけでござ

ります。

ございます。

この法律で落とし込められる前に、我々は目標を法律の中に入れようという努力をしてまいつたわけであります。私たちの対案の第三十七条には、「政令の制定」の中で、環境庁長官がそれを公告し、公聴会に供しなければならない、そして国民の意見を広く受け取ろう、まさにパブリックコメントの先取りをこの法律で入れております。

そうしたこと、例えば対象物質ですかそれ

から事業者のすそ切りを初めとして、正確なデー

タが命であるにもかかわらず、そうしたものがど

んどん希薄になつていくことを恐れておりますか

ら、その辺をきつちりと私どもは担保するような、

そういう法制度になつております。

そういうことで、例えば対象物質ですかそれ

から事業者のすそ切りを初めとして、正確なデー

タが命であるにもかかわらず、そうしたものがど

んどん希薄になつていくことを恐れておりますか

ら、その辺をきつちりと私どもは担保するような、

そういう法制度になつております。

それから、対象事業者につきましては、政府案

と違つて私どもは、すべての産業リストの中から、

製造者と非製造業のすべての中から、ネガティブ

リストということ逆にして、対象にしたところからこの部分だけを外すという形で、かなり広範な対象事業者を確保したつもりでござります。

○小林(守)委員 先ほどの環境庁の方の答弁については極めて遺憾だと思います。

本当にP.R.T.R制度を、官製のものではなくて市民がしっかりとこの問題について取り組んでい

こう、国民的な課題として定着をさせていくんだ、環境リスクを削減していくんだという視点に立つならば、国で決めた一つの枠組みについて、いや、この地域ではぜひこういう問題が想定されるん

だ、科学的知見の問題はあるかと思うんですけども、その地域性とかそれからそそ切りの問題

について、先進的な自治体がしっかりとやつてい

くとというところを抑え込むような発想は決して認められない。

もう一回答弁を願います。

○河野(博)政府委員 先ほど申し上げましたよう

に、すそ切りにつきましては、企業の負担能力も含めて考えて政令で定めるということになつてしまつたとありますし、そのプロセスにおいて、先ほど大臣も

かし、未然に防止するということのためにはどう

いうことが考えられなければならないのか。例え

ば、定義の中に、化学物質、有害化学物質が人の

健康を損なうおそれ、そして動植物、まあ生態系と言つていいと思うのですが、生態系に支障を及ぼすおそれ、初めてここで生態系という言葉が入ってきた。これも大きな前進、遅いのですけれども。

生態系までの支障ということ、規制法の中にはなかつた言葉ですよ。規制法の中では人間なんですね、人間に支障がなかつたならば規制の対象になかなかできない。因果関係が人間との関係だけのレベルで発動されていた時代だったのですが、今日では少なくとも生態系まで、動植物への影響まで考えられるようになってきたということが法

律で明らかになつてきたということは、遅きに失したとはい、評価していくと思うのです。

そこで、その「おそれ」という考え方の中で、支障を未然に防止する、おそれとは何なのか。

少なくとも、今度の法律は規制法ではないのです。情報を集めてデータベースをしっかりとつくつて、その情報を国民共有のものにしよう、そして環境リスクを低減していくことがねらいですから、おそれというのは柔軟に幅広く運用していい概念ではないのかな、このように私は思うのですが、政府法案の説明によりますと、どうもまだ化審法の発想の段階、科学的に因果関係が明確に証明されていない限りおそれとは言えないこと。そういうものが色濃く残っていると解釈の中で私は聞いているのですけれども、その辺についてもまた化審法の発想の段階、科学的に因果関係が明確に証明されていない限りおそれとは言えないこと。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

P R T R や M S D S の対象化学物質を選定する際に、一つには、人への健康への有害性は、動物実験等による慢性毒性や発がん性などの結果等によりまして、また二つに、動植物の生育等に係る有害性、まさに生態系に係る毒性につきましては、魚などの生態毒性試験結果等によりまして、有害性があることが科学的に判断されれば、その物質の環境中の存在状況と人の健康等への悪影響との

間の因果関係の判明の程度を問わず、幅広く対象

物質としていきたい、こういうことでござります。このようなことから、化学物質の有する性状について、「人の健康を損なうおそれ」及び「動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれ」というように規定したものでございます。

○小林(守)委員 おそれの問題について、ちょっと聞き漏らしたのかもしれません、科学的に有害性は明らかである、しかし人へのまたは生態系への因果関係はまだ明確である、何とも言えないと状況だ、物質そのものは有害性があるというのをわかっているけれども因果関係はどうも明確でないというような問題について、おそれの対象になるのかどうか、それをもう一回、ちょっとはつきりしてください。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、それぞれの試験結果等によりまして有害性のあることが科学的に判明されれば、あとは、その物質の環境中の存在状況と人の健康等への悪影響との間の因果関係の判明の程度を問わずに、幅広く対象物質を参考していきたい、こういう趣旨でございます。

○小林(守)委員 わかりました。意味するところはしっかりと受けとめさせていただきます。

私は、テレビでミトコンドリア DNA というところのニュースを見て、大変感銘を受けたのです。少なくとも、化学物質による人や生態系への影響というのは、人と生態系というのを、もうまさに動植物、ミトコンドリアみたいなものさえ人間の命の細胞の一つにはちゃんと組み込まれている。三十六億年の命、生命の歴史が全部 DNA に刻み込まれているというようなニュースだったと思ひます。

今日、その化学物質を考えていく上では、遺伝子生物学というのをどうか、DNA のレベルで影響があるのだ、ないのだ、そういうことをやはり考えなければいけないのだろうというふうに思ひます。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

P R T R や M S D S の対象化学物質を選定する際に、一つには、人への健康への有害性は、動物実験等による慢性毒性や発がん性などの結果等によりまして、また二つに、動植物の生育等に係る有害性、まさに生態系に係る毒性につきましては、魚などの生態毒性試験結果等によりまして、有害性があることが科学的に判断されれば、その物質の環境中の存在状況と人の健康等への悪影響との

だらうというように思います。そういう観点に立つならば、環境ホルモンはまさにその問題なんだ

るうというように思うのですよ。

そこで、環境ホルモンは、今答弁されたおそれの概念の中に入る、対象物質になるんだというふうに理解していいのですね。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

ただ、今の御質問につきましては、内分泌擾乱作用を判定する試験方法がまだ十分確立されていないという問題がございます。環境庁では、試験方法の研究開発や国際シンポジウムの主催などによりまして、科学的知見の充実を急いでいるところでございます。いわゆる環境ホルモンにつきましては、試験方法が定まりまして内分泌擾乱作用が科学的に確認され次第 P R T R の対象物質に加えたいというふうに考えているところでございます。

○小林(守)委員 この問題について、民主党の方はどうのうに考えているかを、ちょっと。

○佐藤謙議員 当然のことながら、環境ホルモンにつきましては、私ども、対象化学物質として指定されるものだというふうに考えておりります。

○小林(守)委員 この問題について、民主党の方はどうのうに考えているかを、ちょっと。

○佐藤謙議員 当然のことながら、環境ホルモンにつきましては、私ども、対象化学物質として指定されるものだというふうに考えておりります。

先ほど来、未然防止ということが言われ、そしておそれという議論の中で、私たちは、科学的な知識と国民の不安との間のグレーゾーンをどうしらいいかが実はこの P R T R 制度の根本になければいけないのではないかと考えております。まさにそれは、政治が一步踏み込んだ判断をしていくこと以外、決断をしていくこと以外に、その国民の不安との距離を縮めることはできないのではないか。

特に、私どもが議論をする過程で、科学的な知見といふことにつきましては、複合的な影響等を

考えると十分な科学的知見の整備には時間がかかるということが、二つの審議会の中間答申や中間報告で述べられているわけでありますから、そ

うであればあるほど、なおさらには未然防止、そしてより広い対象物質を確保することがこの P R T R の基本になければならないと思います。私どもは、この法律では、化学物質の製造や排出を規制する法律ではなくて、排出・移動量等の正確な把握を行ふことを目的としているわけでありますし、国民の権利を制限する趣旨のものでないことから、対象化学物質についてもそのとおり広くとらえなければいけない。

私どもは、三十六条で、対象化学物質を具体的に定めるときには「環境の保全に係る化学物質の管理についての国際的動向、化学物質に関する科学的知見、化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況等を踏まえ、化学物質による環境汚染により生ずる人の健康に係る被害及び生態系への影響が未然に防止されることとなるよう十分配慮して定めるものとする」というふうにしておりますので、対象物質を法律上で生きるだけ広くとらえる趣旨であると解されることから、広く対象として、例えば環境ホルモンにつきましては、その大部分について対象化学物質として指定されるものと考へておられます。

○小林(守)委員 それぞれの違いがはつきりしてきているなどというふうに思います。

○小林(守)委員 それぞれの違いがはつきりしてきているなどというふうに思います。

○佐藤謙議員 それではもう一つ。今回の中間答申につきましては、私ども、特定フロンについては対象化されるというふうに読み込むことができます。これは当然入るのだろうといふふうに思ひます。さればいけないのではないかと考へておられればいけないのではないかと考へております。まさにそれは、政治が一步踏み込んだ判断をしていくこと以外、決断をしていくこと以外に、その國民の不安との距離を縮めることはできないのではないか。

特に、私どもが議論をする過程で、科学的な知見といふことにつきましては、複合的な影響等を考慮しなければいけないのだろうというふうに思ひます。

本会議の佐藤謙一郎氏の質問に、総理は、入らない、代替フロンは温暖化対策推進法の方で対応するのだというような答弁をなされましたから、ここの中間答申でも同じ答えるのだろうといふふうに思ひますが、まず、特定フロンといふふうに思ひます。

フロンは対象になるのかならないのか。

本会議の佐藤謙一郎氏の質問に、総理は、入らない、代替フロンは温暖化対策推進法の方で対応するのだというような答弁をなされましたから、ここの中間答申でも同じ答えるのだろうといふふうに思ひますが、まず、特定フロンといふふうに思ひますが、

は、御承知のように排出量を正確に報告されても困る物質なんですね。排出してはいけない物質なんですから、排出量はこれだけ正確にデータがあ

りますというのと、これはとんでもない話になります。間違われて困るのですけれども、しかし、対象物質であることは間違いないですね。ですか

ら、どういう形で、移動量という形で報告されることになるのかなと。そうなつてくると、MSDSという方式の中で取り扱われ、しかもその移動量が報告されることになるのか。

こんなことを、私自身フロンの問題をいろいろ考てきた経過の中、民間が自主的にやつていて、法律上規制はやめてくれ、そういうことをさ

んざん答弁を聞いてきました、自主的にやりますからと。それがちゃんとできるならばいいのですが、今回、MSDSにしてもPRTTRにしても報告義務化をするような、規制法ではない、ですけれども報告を義務化した。MSDSも、自主的な取り組みに対して法的な義務化をかけた。

私は、少なくとも、自主的な民間の取り組み、これは大いに推奨しなければなりませんけれども、一定の限界がある。やはり公正な市場ルールを確保するためにも法的な規制なり義務化というものがないと、市場競争原率のものでは環境保全のためのインセンティブは働かない、こういうことが明らかになつたというふうに思うのです。

そういう点で、義務化することについてやぶさかではありません。しかし、特定フロンが今度報告義務化されたわけですから、そのことに

よつて特定フロンの回収や破壊というものは相当画期的に進むのかどうか。進まないのだったらどうするのだということを問題提起したいし、お聞きしたいと思います。

○河野(博)政府委員 先生御指摘のように、政府の第二条の定義、第二項第三号には、特定化学物質がオゾン層を破壊し云々という記述がございまますので、御指摘の特定フロンはこの対象になるものだというふうに考えております。したがいまして、PRTTRでもMSDSでもフロンが取り扱われるということになろうかと思ひます。これを通じまして、從来からもさまざまな自主管理が行われていると承知しておりますけれども

も、これをきつかけにさらにそういった自主管理が強化されることを、私どもも期待をしている状況でございます。

○浜中政府委員 代替フロンにつきましてお答えを申し上げます。

先ほど御指摘のとおり、地球温暖化対策推進法におきまして、国が我が国の総排出量を算出する、

こういうこととされておりますし、事業者も、排出抑制のための措置に関する計画等を策定し、その実施状況を公表するよう努めるということになつて、

ながん答弁を聞いてきました、自主的にやりますからと。それがちゃんとできるならばいいのですが、今回、MSDSにしてもPRTTRにしても報

TTRの対象とする必要はないというふうに考えております。

なお、アメリカにおきましても、本法案と同様、特定フロンはPRTTRの対象となつておりますけれども代替フロンはPRTTRの対象となつていませんところでございます。

現に、地球温暖化対策推進法におきまして、この総排出量を算定し毎年公表する必要がございますが、その算出のための必要な政令をこの四月に公布したところでございますし、また、この地球温暖化対策推進法の規定に基づきこの四月に地球温暖化対策基本方針を定め、事業者が排出抑制等のための措置に関する計画をつくり、その実施状況を公表するように努めなければならない、その具体的な裏打ちをしたわけでございます。

このように代替フロンについては、既に

象化するといつことなんです。それで、代替フロンは除くということなんですが、例えばHCFC、これは代替フロンなんですよ。通称としては代替フロンと言われていますね。CFCが特定フロン

だ、そしてHFCが代替フロンだといつならば、その間にあるHCFCといふのは代替フロンといふふうに言われているのですが、しかし、これは

オゾン層を破壊する物質もあります。CFCよりはその破壊係数は少ないので、けれども、間違

いなく、オゾン層を破壊する物質には違ひないのですね。

しかし、CFCの特定フロンにかかるものとし

てHCFCがつくられたという経過があるのですけれども、この代替フロンと言われているオゾン層破壊物質であるHCFCは対象物質になるの

かならないのか、お聞きしたいと思います。

う思いの中から、私ども、「この二号に力を入れてまいりました。

温暖化物質は、地球温暖化により生態系に影響を及ぼす物質であり、まさに間接に生態系に影響を及ぼすおそれのある物質でありますから、当法案の対象物質に該当するというわけであります。

したがいまして、HFCやPFCなどのオゾン層を破壊しない強力な温暖化物質である代替フロンも、この法案の対象物質に該当するものであります。

特に強調させていただきたいのは、本会議における政府答弁では、温暖化物質は地球温暖化対策推進法で排出量を算出するとして、そういう御答弁をいたいたわけでありますから、PRTTR制度の対象としない理由にはならないものと私どもは考えております。

特に強調させていただきたいのは、本会議における政府答弁では、温暖化物質は地球温暖化対策推進法で排出量を算出するとして、そういう御答弁をいたいたわけでありますから、PRTTR制度の対象としない理由にはならないものと私どもは考えております。

特に強調させていただきたいのは、本会議における政府答弁では、温暖化物質は地球温暖化対策推進法で排出量を算出するとして、そういう御答弁をいたいたわけでありますから、PRTTR制度の対象としない理由にはならないものと私どもは考えております。

特に強調させていただきたいのは、本会議における政府答弁では、温暖化物質は地球温暖化対策推進法で排出量を算出するとして、そういう御答弁をいたいたわけでありますから、PRTTR制度の対象としない理由にはならないものと私どもは

考えております。

○河野(博)政府委員 先ほど来御説明しておりますように、対象物質自身は審議会の御審議などを経て最終的に決定されると思いませんけれども、今御指摘のHCFCは、私どもの認識といたしましては、オゾン層破壊物質の一つであるというふうに考えております。

○小林(守)委員 それは、HCFCは対象物質になるということですね。わかりました。

それで、もう一つ、さつきの質問の中で答弁されないことがあります。

義務化して報告義務化する。しかし、さつきも言つたように、排出量の正確なデータをいたたくためにこれがわかるわけではありませんで、回収、破壊をどう進めるかということが特定フロンについては課題なんですね。

○小林(守)委員 時間も限られてまいりました。

による具体的な規制に入っていく、そういうこと

て、早速ですが質問に入らせていただきます。

最後に、今日、先ほど来お話を出ておりますけれども、化学物質が市場で五万種類から十万種類

が適當だろうというふうに思つております。

出回つてゐる、そして毎年新たに三百種類ぐら
の化学物質が開発され、市場に参入してハルヒ

大変大切な法律だと位置づけております。MSDは自身を私どものこの対案の枠組みから外へこの

うような状況でありますけれども、これに対する七等法の製造、輸入許可、使用用途の制限のう

化審法の製造轉入許可 使用用途の制限のあおりを考へるならば、少なくとも、環境への影響支障の未然防止という考え方には、もうそういう時代になつたということに立つならば、化審法の考え方、審査のあり方、リスク評価のあり方は変わらなければならない時代が來ているのだと思うのですね。

れども、去年の化審法審議会でも、このPRTD制度は化審法の延長線上に位置づけられるものだという言い方をしていくところから、実は我々の対案づくりが始まったわけであります。

化審法と、そしてこのPRTD法というのは、ともに大変大事であり、車の両輪と考えなければいけないものでありますけれども、その中で、今

要は、人への影響だけではダメなんですよ。生態系、DNAへの影響まで考える時代なんですね。

く違つた法体系——この化審法の基本となるものは、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法

そういうことを考へるならば、化粧法のあり方を改
正しなければならないことになるのではないか
でしょうか。三百物質について、今までの有害性の
概念だけでどんどん野放しで流通させてきたこの
責任を早急にとつてもらうためにも、やはり化粧
法の改正が必要ではないか、このように考へます
が、これについて、政界とそれから民主党の考

律、いわゆる規制法的な意味合いを持つております。して、制定当初は画期的なものでありましたけれども、先ほど小林委員が御指摘のとおり、生態系に対する影響を考慮していないことや、新たな知識が明らかになつた場合の再審査の規定が全くない、先進国の化学物質法制と比べても見劣りがするわけあります。

方についてお聞きして、終わりにしたいと思います。

私もどもとしましても、先ほど申し上げましたMSDS制度をこのたび切り離しておりますから、次期国会までにこうしたMSDS制度を化審法の

も、化審法は、過去のさまざまな経験を経まして累次改正を経て、特定の毒性に関する化学物質の

中に位置づけるとともに、生態系などへの影響も考慮した規制が可能となるような法事をできれば

管理といいますか製造等の規制を行つて いる法
律、御承知の如うへるやうです。

つくつてまいりたいというふうに考えておりま

律 御承知のとおりでございます。
むしろ、今回提案させていただいております、

○小林(守)委員 ありがとうございました。終わ

のPRTTR法案は、化審法の規制という具体的な規制に入る前の段階で、ある種予防的に広範な化

○北橋委員長 次に、石毛謙子君。

学物質について排出あるいは移動量を把握して、

○石毛委員 民主党の石毛鏨子でござります。

将来もしその仁学物質について例えば、今回提案させていただいております法案では、十二条で

HERTRE法の質問を具体的にさせていたたきましたので先立ちまして、現代の社会で化学物質過敏

環境モニタリングあるいは科学的知見の集積などによる規定がございますけれども、そういういたた努労によりましてさらに科学的知見が積み上がった場合に、必要があれば化審法も含めた種々の規制制度

症等に苦しんでおられる方はもう決して少なくないといいう状況になつております。生活者そして市民の視点でこのP.R.T.R法を一日も早く成立することがいかに大切かということを申し上げまし

第一類第九号(附屬の一)

を繰り返したいとは思いませんけれども、私は政
府案を拝見しておりまして、基本的に、企業秘密、
商業秘密を判断するということと届け出のルート
をどう勘案して考えるかというときに、それを一
体化して業所管省庁でなければならぬといふこと
ではないのではないか。

仮に商業秘密はそれぞれの所管の省庁で統一
ルートを考えられたとしましても、民主党案は異
なりますから仮にでございますけれども、としま
しても、それはそれとして、日常的な相談活動の
中で決めておいて、届け出は届け出としてきつ
とルートを決めていけばいいということです
から、先ほど来、専門家がいらっしゃることとか、
それから技術状況と商業秘密、届け出、これを全
部同じにしてお答えをいただいているというふう
に私は聞かせていただいておりますけれども、そ
こは区分けをして考えることも可能ではないかと
いうことを申し上げたいと思います。

私はそういうふうに思うわけでござりますけれ
ども、環境庁長官、いかがございましょうか。
○与謝野国務大臣 民主党の案を拝見しますと、
届け出先が市町村になつております。それは、技
術的な問題としては、専門家が多分窓口で必要だ
ろうと思うのです。

そういう問題は別にいたしまして、一体こうい
う問題が国の事務なのか地方の事務なのかとい
う、制度の根幹にかかる部分が実はあるわけで
ございます。今、国の事務、地方の事務といふこと
とて、地方分権が言われてる中で、国の事務を機
関委任事務として地方に出しているというのをお
かしいということで、なるべくその部分を少なく
しようということです。

化学物質をいわばある種のコントロールのもと

に置くということは、国全体にかかわる、国民全

体の健康にかかわることでございますから、これ

はやはり国の事務として考えた方が私は自然だろ

うと思つております。個々三千三百の市町村の

固有の地方事務といふには考えられないな
と。したがいまして、国の事務として法律が構成

されているということが今回の法律であると私は
思つております。

○石毛委員 いろいろと議論があるところかと思
いますけれども、例えば、これから審議が始ま
ります地方分権推進法の中では、これは私見でござ
います、民主党の意見ではございませんので前もつ
てそこをお断りしておきたいと思いますけれど
も、例えば法定受託事務としまして要件を定めて、
スタンダードはここまでということで設定をし
て、それに対する地方自治体がどれだけ付加をす
るかというようなことをあわせて進めていくとい
うようなあり方もあると思ひますし、そういう意
味でいえば、そうしたことを定めながら届け出先
を市町村に決めていくことは私は当然あり
得る制度ではないかと思つておりますけれども、
ただいまの通産大臣の御答弁と私の質問とのかか
わりに聞しまして、突然でござりますけれども、
提案者側で御意見がございましたらお伺いしたい
と思いますが、いかがでしょうか。

○奥田(達)議員 国の事務論、地方の事務論とい
うものが出てきましたけれども、環境問題を考え
るにおきまして、地方あるいは市民といった方々
の関与を抜きにして行動が起こせないということ
を私は思います。過去においても、これから未来
においても、環境問題の解決に向かって行動する
ときには、やはり現地をよく知るということ、現
場を見るということ、そして生活者の声を聞
ける、現地を本当に知り尽くしている人たちが行
う対策が本当に有用なものであると思つて次
第です。

○石毛委員 それでは、質問を先に進めさせてい
ただきます。

大変素朴で率直な質問になるのかもしれません
けれども、業主管の主務大臣に届け出をしていく
ということから考えますと、例えばですが、酒造
メーカーは恐らく大蔵省に届けていく、それから
医薬品メーカーは厚生省に届け出をしていく。昨
今、お酒をつくりながら薬をつくっているとか、
業種内容が多岐にわたる企業、事業所があえてき

ている、そういう実感があるわけですから、
例えばお酒と薬を両方つくっているメーカーは、
大蔵省と厚生省とにそれぞれ届け出をするとい
うことになるのでしょうか。だとすると、非常に事
務負担が煩雑になつてくるのではないかという感
じがいたしますけれども。

○河野(博)政府委員 そもそも、業種をこれから
指定するという作業がござりますけれども、それ
ぞの業種に属します事業者の皆さんにどの主務
大臣に届け出していくかなどいうのは、これから
の作業でございます。ただ、通常そういった場合
に用いられております手法に倣いますれば、複数
の事業を営んでいる場合には主たる事業の所管大
臣に届け出るというのが通例のようになりますけ
れども、そういうことを今後検討してまいりた
いというふうに思つております。

○石毛委員 ちょっと申し上げにくいのですが、
ますけれども、ある企業がAとBという二つの商
品といいますか事業内容を営んでいて、今の御答
弁ですと主たる方に届け出をしていくというふう
になつてしまりますと、先ほど来の御答弁では、
業所管省庁に届け出を一元化するのは、専門的知
見ですか商業の秘密ですかさまざま理由があ
つて一元的に届け出るというふうにおっしゃつ
たわけですから、今の御答弁では矛盾する部分が
随分出てくるのではないか。例えば鉄鋼メーカー
さんが養殖をされているとすると、鉄鋼の方が主
でしようからそれは通産省さんになるのでしょう
か、そちらに出すとして、矛盾が出てくると思う
のです。そもそも整合性がない設定のされ方がこ
の政府案ではされているのではないか、私は今の
御答弁でそういう思いをいたしました。

やはり、そうしたことと含めてトータルに把握
できるのは地域だと思うのですね。地域で、自治
体で、Aの企業が営まれている事業内容A、B、
Cというようなものを自治体の市町村の窓口に届
け出でくださつて、それを最終的に中央にきち
つたふうにお考えになつていらっしゃいますでしょ
う。その御認識を承りたいと存じます。

それから、私ども、PRTT法から出していただき
く情報を活用していろいろなことを判断していき
たいという生活者の視点から見ましても、自然に
その方が了解しやすいというふうな思いをして今
の御答弁を伺いましたけれども、お答えがござい
ましたらどうぞお願ひいたします。

○河野(博)政府委員 先ほどお答え申し上げまし
たような考え方も一つの実際上の運用の方法だと
して、この法案を将来成立させていただきます
れば、関係の事業所管大臣の間では緊密な連絡を
とるように対応してまいりたいというふうに思つ
ております。

○石毛委員 時間も残り少なくなりましたので、
もう一点、地方自治体の関与について質問をいた
します。

政府案では、例えば八条五項で都道府県知事の
公表ですとか、十七条で地方公共団体の措置とし
て努めるというようなことで教育のことですとか
技術の指導とというようなことが何点か書かれてお
りますけれども、地方自治体の役割とか責任、義
務というようなものが政府案の中にはほとんど登
場してきていない、そういう受けとめ方をしてお
ります。

私が申し上げるまでもなく、環境問題はアクト
・ローカリーということで、地域で、地方で、
それぞれその問題に遭遇した市民が、生活者が発
言をしていくというようなことが非常に大きなス
ケールになるわけですし、それから、解決をして
いく見通し等々のところでも大きな役割を果たし
ていくわけです。そういうことは、先ほど来、小
林委員の質問等々にも出されておりました。

そこで、一般論として環境庁長官にお尋ねをい
たしますけれども、環境問題を考えていくとき、
おける市民の役割はどのような位置を持つという
ふうにお考えになつていらっしゃいますでしょ
う。その御認識を承りたいと存じます。

○眞鍋国務大臣 先生御指摘の環境問題に対し

は、やはり国、地方自治体、事業者、国民のお

おのが協力して取り組みを進めて、そして解決を図っていくことが重要であると考えております。

そこで、政府案では地方自治体の関与が少ない

との御指摘がございましたけれども、事業者に対する技術的助言とか、環境教育等を通じた住民の理解を増進いたしまして、人材育成などの重要な役割を果たしていただくことが大切ではないかと思つております。また、国が電子情報化して提供する個別事業所のデータを、地域の環境保全施策の企画立案などに活用していくだけるようになつていくことも、大切なことではないかと思つております。

○石毛委員 対案の提案者にも同じ質問をさせていただきたいと思います。

P.R.T.R法を制定するそのバックボーンといいましょうか、非常に重要な基軸としまして、アクト・ローカリーということ、あるいは地方自治体の役割、地域における市民の役割をどのように受けとめておられるかということを御答弁いただければと思います。

○奥田(建)議員 今、アクト・ローカリーという言葉が出ましたけれども、地球環境問題の標語という形で、シンク・グローバリー、アクト・ローカリーという言葉が、世界に共有される環境問題に対する取り組みの基本的な原則かと思います。漢字文化の世界でいえば、着眼大局、着手小局ということになるかと思います。

先ほども環境問題に対しての地方自治体の関与が必要だということは述べましたが、今のP.R.T.Rについての場合ですと、基本的な理念として、自治体そして企業、市民、三者が情報を共有合うことによって、化学物質のむだなどいふべき余分な使用を減らす、あるいはやめて、環境への排出を削減していくことにあるかと思います。一言で言いますと、地方自治体あるいは住民、市民といつたものがこの制度に関与できないことは、この法の致命的な欠陥になります。

得ると考えております。

○石毛委員 それではもう一度、地方の役割ということについて、O.E.C.DのP.R.T.Rに関する勧告を少し参照いたしまして、政府提案の法案についてお伺いしたいと思います。

P.R.T.Rについて、環境汚染物質排出・移動登録というその内容では、P.R.T.Rの具体的な適用における地方自治体と地元住民の役割、例えば地域に対応した詳細な内容の決定、地方当局による認可の交付や、施行の際に当該地方のP.R.T.Rデータを利用することなどを具体的な内容として挙げております。これと比較をしてみまして、政府提案の内容では、地方自治体の役割につきまして、どのような規定がされているか。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

本法案におきましては、地方自治体が地域の環境保全、化学物質の管理施策の推進に資するため、個別事業所のデータを含めまして、当該都道府県の管轄の地域に係る排出量等のデータを都道府県に提供し、自由に活用してもらうこととしていることについては再三これまでも議論のあったところでございます。

また、地方公共団体が地域の環境保全、化学物質管理を推進するために、まず一つには、事業者による化学物質管理の改善を促進するための技術的助言等を実施すること。二つには、教育活動を

いただいておるところでございます。

○石毛委員 十七条を拝見しますと、「国及び地方公共団体は」ということで幾つか具体的に法文化されております表現は、法文の末尾が全部「努力するものとする。」というふうになつております。

これは自治体は、やればいいでしようけれども、やらないでもいいということにならないかと私は精通していない私の受けとめ方でございます。

これは必ず自治体がやらなければならぬというふうには読めるものではないというのが、法律に余裕あるものとします。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

本法案におきましては、地方自治体が地域の環境保全、化学物質の管理施策の推進に資するため、個別事業所のデータを含めまして、当該都道府県の管轄の地域に係る排出量等のデータを都道府県に届け出の窓口になつて、施策の市民との接点に立つて情報の実質的なコントロールを進めていくことではなく、ボトムアップ方式をとつてP.R.T.Rの制度化を図つていくというときに、市町村が届け出の窓口になつて、施策の市民との接点に立つて情報の実質的なコントロールを進めていくことではない、ボトムアップ方式をとつてP.R.T.Rの制度化を図つていくときには、市町村が

御指摘、御説明いただければと思ひます。よろしくお願いいたします。

○奥田(建)議員 午前中にも、参考人の方々のお話でも、あるいは各党の方の質問でも、窓口がどこだということはたくさん御意見が出ておりました。

民主党案の方では、市町村を窓口にしてはどうかということで法律案を作成させていただいております。その中は、バイロット事業の結果などを見まして、きめの細かな指導というものがこの浸透には必要であるということ、あるいは、正確なデータをつくるために、回収率の向上あるいは記載内容の正確さといったものがなければ集めたデータが活用できるものにならないのではないかという視点が入つております。

また、地方自治体の業務として、政府案の方に

おりましたけれども、こういった事業者、あるいは住民の方といふ、時によつては対立あるいは過

剰反応といったものが起き得る立場の方の間に、中立の立場で物事を判断したりあるいはそういう立会合の場を持つという中で、行政、特に地方自

治体というものの役割が大きく、また適しているのではないかと考えておる次第でございます。

○石毛委員 実施主体としまして地方自治体、公共団体と表現する場合、さうも午前中から、都道府県それから市町村といふような、どちらに注目するかというニュアンスの違いもございまし

た。

それで、市町村にした場合に、化学物質に関する専門家がおられなくて、実際にこの業務を推進していくのは難しいのではないかというような不安、危惧の念もあるかと思ひますけれども、この点に関してはいかがでしょうか。対案提案者の方にお答えいただいて、私の質問を終わります。

○奥田(建)議員 確かに、市町村あるいは市町村といふレベルでは化学物質の専門家といった方は豊富だとは思えないという指摘は、午前中もありましたし、私自身もそういう懸念はあるつもりでございます。しかしながら、報告シートを拝見させていただきますと、それほど記載内容の方に難しいものが入つておるわけではございません。どういった化学物質がどのくらいの量、どこの川に排出されたか、あるいはどこに出荷されたかといったことが中心になつておるものでございま

す。

先ほどからも、企業秘密の判断ということで難しいのではないかといった観点もございましたけれども、アメリカの例でも、〇・〇一八%ですか。そういう頻度での企業秘密の認知といつもののが行なわれているということで、それは本当に相談の量からいっても少ないのではないかとも思えます。あるいは、民主党案の方では、企業秘密については、市町村の判断で不服であるときは国あるいは都道府県に対して不服審査を申し出ることができるという文を設けて、そういった部分を補完

しておるつもりでございます。

さらには、企業秘密の判断ということでござりますけれども、民主党の方では、公表することにより事業を行う法人または個人の基本的な権利、その競争上あるいは事業運営上の地位その他正当な利益を害することが明らかであるものを営業秘密とし、ただし、公表しないことにより保護される事業者の正当な利益よりもその事業活動により生ずる危害または侵害から人の生命、身体あるいは健康を保護するため、公表することが必要であると認められるものは除くと、長くなりましたが、要は今の行政に求められております情報公開の判断基準といいますか判断要因といふものを企業秘密の規定とさせていただいておるところでございます。

○石毛委員 時間が参りましたので終わらせていただきますけれども、今、生活者、市民は、規制法では生活は守られ切れないというそうした不安、遺伝子組み換え食品の問題ですとかさまざまなものでそういうことに遭遇しているのが現代の生活だというふうに考えます。せひとも市民が身近に参加できるシステムを、私も提案者の一人でございますので、民主党衆につきまして御検討をお聞かせ下さいと要請させていただきまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○北橋委員長 西博義君。

〔北橋委員長退席、古賀委員長着席〕

○西委員 公明党の西博義でございます。

初めに、民主党の皆さん、大変御苦労なされて対案を提出されました。先ほど来、そのことに関する聞きながら、大変な御苦労に対して敬意を申上げたいと思います。残念ながら、時間の都合もありまして、きょうは私は内閣提出の法案についてのみ両省庁からお伺いをするということを御理解願いたいと思います。

戦後の日本の急速な経済発展の要因は、各分野における日本の工業の発展にあるということはほぼ間違いない事実だと思いますが、その中で

急速に発展を遂げた化学工業は、新しい物質だと

か素材を提供してまいりました。今では私たちの、

ここでもそうですけれども、身の回りの品々といいますものは、化学製品なしでは考えられない時代に入っているということは御承知のとおりでございます。私自身も、約二十年、工業高専で工業化学科の教官として新しい科学技術者の養成に、今まで、この仕事につくまで力を注いでまいりました。

しかしながら、私たちが享受したこの化学製品の利便性とは裏腹に、新しく地球上に出現した化学生物質の一部が、人体や自然に有害な物質として、公害問題等社会問題を引き起してきましたというのもまた事実でございます。

そんなところで、今回提出されました特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案では、その目的でございますが、このように書かれています。「事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する」、こういう目的が書かれているわけでございます。もう少し立て分けますと、一つは、事業者による化学物質の自主的な管理を改善する、それからもう一つは、後段部分は、環境の保全上の支障を未然に防止する、こういう目的が掲げられています。

私は、このことを突き詰めますと、前段の、事業者の自主的な管理の改善、これも一つの大きな今後のこの法律を通じての目標でございますが、どちらかというとその目的は、二つ目の、環境保全上の支障の未然防止という目的を達成するための有力な手段である、こういうふうにとらえるのがいいのではないか、こう考えておりますが、それがいのちにあります。

○西委員 そういう意味では、製造業の主な所管の両大臣に御見解をお聞きしたいと思います。

○与謝野国務大臣 先生の御指摘のとおりだと思いますが、本法案においては、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進することと、環境保全の支障を未然に防止する、この二つの目的を目的として掲げております。先生御指摘のとおり、事業者による化学物質の自主的な管理の改善

の促進を図ることが環境の保全上の未然防止につながるものであり、この二つの目的はまさに表裏一体というふうに考えております。

先生は化学の専門家でございますが、化学物質は極めて有用な基礎素材でございますが、また多岐多様な形で用いられるものであり、事業者の生産活動に化学物質の管理をビルトインすることによって初めて環境保全上の支障の未然防止が効果的に実現される、そのように考えて法律を提案しました。

このような観点から、先生御指摘のように、さきの二つの目的は表裏一体のものであって、したがって、表裏一体のものとして掲げたものでございます。

○真鍋国務大臣 先生も長い間、研究者としていろいろな問題に取り組んでこられたわけでありまして、それもこれも、この法案も、そういう結果が今日法案として提出されておるのじやないだろうか、こう考えております。

今通商産業大臣から御答弁された意味とはほぼ同様でございますけれども、化学物質による環境の保全上の支障を未然に防止するためには、その対策を化学物質の管理と一体として行なうことがより効果的である、こう私も考えております。

そこで、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進は、ただいま申しましたように、環境保全上の支障の未然防止のために有力な手段と効果的である、こう私も考えております。

この二つが言われておるわけでありまして、両々相まつた形で処理をしていかなければならない、

こう考えておるところであります。

○西委員 そういう意味では、製造業の主な所管大臣でいらっしゃる通産大臣も、先ほどの環境保全上の支障の未然防止ということに対して事業者の自主的な管理の改善を通して協力をするとい

う、この二つの両省庁の関係が車の両輪のごとく

相まつて新しい今回の法律の万能性が期されていくのではないかという意味で、しっかりと頑張っていただきたいということを期待申し上げます。

次に、具体的なことに入るのですが、対象とな

る化学物質の範囲についてお伺いを申し上げたいと思います。

P R T R の技術検討会が、大変な御努力をされまして、平成十年九月にバイロット事業の評価報告書をまとめておられます。その中で、この場合には対象化学物質という名前を使っているのです。それから二点目は、それ以外の物質が、その物質の選定の基準として、環境規制の対象化学物質及びそれに準じる物質、これが一点でございます。それから二点目は、それ以外の物質で、いわゆる有害性の物質、さらに暴露可能性の物質、こういう物質を選定いたしまして、合計で、百七十八の物質を選定しているわけでございます。

本法案では、P R T R の対象となる第一種指定化学生物質は政令で定めることになります。しかし、この指定化学生物質の基準は、バイロット事業の対象化学生物質の選定基準とどう違うのかということについて、環境庁の方から御答弁を願いたいと思います。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

環境庁では、先生御指摘のように、P R T R 制度の円滑な実施を図る上から必要な技術的検討の一つとして、平成九年度からバイロット事業を行つてまいりました。

このバイロット事業におきましては、化学生物質が有する有害な性状と、それらの環境中における存在可能性等を勘案して対象物質を選定しているところでございまして、先ほど先生がお述べになつたとおりでございます。

私どもの法案の第二条の第二項に規定する第一種指定化学生物質及び第二種指定化学生物質の定義における対象と示す有害な性状に関する要件は、基本的にこのバイロット事業の考え方と同様のものとして定めたものでございます。もちろん、先ほど議論がございましたように、バイロット事業では対象としなかつたオゾン層破壊物質等を新たに加えているということはまた別でございます。

なお、P R T R の対象となります第一種指定化

広範な地域の環境において継続して存すると認められる」という考え方を示しております。この考え方ともバイロット事業と共通しているものだと思います。

○西委員 続きまして、第一種指定化学物質と第二種指定化学物質の相違点についてお伺いしたいと思います。

この法案によりますと、第一種指定化学物質はP.R.T.RとM.S.D.S、この両方が対象となる。それから、第二種につきましてはM.S.D.Sのみが今回適用される。この違いがあるようです。このM.S.D.Sは、今回の法案ではそんなに多くの部分を占めていないのですが、P.R.T.R制度にとって大事なものである、こう考えられます。

バイロット事業評価報告書では、M.S.D.Sの内容について、物質名や含有量が不明である、こういう不満が報告書の中で記載されていますが、その記載内容は通産省令でこのたびまた決められたうふうに思われますので、ぜひともよろしくお願い申し上げたいと思います。この点が一点でございます。

さらに、今回またM.S.D.Sの対象となる第二種指定化学物質を選定されるわけですが、これは、将来、製造量、輸入量または使用量の増加等により、相当広範な地域の環境において継続的に存することが見込まれる化学物質。ここも第一種とは同じなんですが、どちらかというと第一種指定化学物質の予備軍など、将来的なことを考えますとそういうふうな位置づけじゃないかと思われる内容ですが、第一種、第二種に指定される化学物質の種類はどれくらいと考えておられるのか。

第一種も、もし答弁願えればお願ひしたいのですが、第一種、第二種の指定されそうな数をお伺いしたいことと、それから、第二種から第一種への指定、つまりP.R.T.Rと両方かかる基準ですね、どのような状態になれば第一種になるのかといふ

ことをあわせてお伺いしたいと思います。

○河野(博)政府委員 まず、M.S.D.Sの記載内容についてのお尋ねでございます。

御指摘のとおり、化学物質を受け取りました事業者がP.R.T.R制度に基づく排出量などを把握することはもちろん、化学物質の管理を的確に実施していくためには、化学物質の性状と取り扱いに関する情報の一環として、含有しております物質の記載内容を定める通産省令を定める際には、化

物質の管理とP.R.T.Rを的確に行う上で必要な情報が有効に提供されますように工夫してまいりたいというふうに考えております。

それから、第二種指定化学物質の指定の数あるいは第二種から第一種への移行といいますか、その点についてのお尋ねがございました。

まず、第二種指定化学物質は、第一種指定化学物質と同様の有害性を有しますけれども現状ではその製造量あるいは輸入量または使用量が少ないものの、今後、先生も「見込まれる」と法文を御引用なさいましたように、それらの量が増加したり、あるいは開放系の用途が増加する、そういうことで、相当広範な地域の環境において当該化

学物質が継続して存することとなると見込まれる

ことになります。

○西委員 これが政令で指定されますので、審議会の議を経てのことと申しますから、余り予断を申し上げるのは僭越かと存じますけれども、現時点で私は腹づもりしておりますのは、おおむね三百

あります。

先ほどの質問にも申し上げましたように、この法律は、環境の保全上の支障を未然に防止する、

こういう側面から、事業者の負担はもちろん考慮する必要はござりますけれども、可能性のある化

学物質ができるだけ多く選定するということが法律の趣旨ではないかと思います。そのことも踏まえて、先ほどの御答弁、数の上ではあつたんだろ

そこで、今後でござりますけれども、法案が成

立いたしましたならば、第二種指定化学物質も含めまして、定期的に化学物質の製造あるいは輸入とかそういう量が増加するということが見えます。こうした考え方に基づきまして、M.S.D.S

存在すると認められるようになります。そして、その結果、化学物質の分解性などの性状も踏まえまして、例えば製造とか輸入とかそういう量が増加するということが見えます。こうした場合には、化学物質の性状と取り扱いに関する情報の一環として、含有しております物質

の記載内容を定める通産省令を定める際に、化

物質の管理とP.R.T.Rを的確に行う上で必要な情報が有効に提供されますように工夫してまいります。

まず、第二種指定化学物質は、第一種が大体二百ないし三百、それから第二種、一種がダブりますからその差し引きで百から二百程度というふうに大まかには考えていないのではないかと思いますが、何か御意見がありましたら。

○河野(博)政府委員 失礼いたしました。ちょっとと説明が不十分でございましたけれども、第一種で二百ないし三百、これもM.S.D.Sの対象になりますけれども、第二種としてM.S.D.Sだけの対象になりますものがさつき申し上げたような数字と

いうふうに考えておるのでござります。したがいまして、第一種と第二種を足したもののは、その合計ということになります。

○西委員 ありがとうございました。では、次に進ませていただきます。

先ほどの質問にも申し上げましたように、この法律は、環境の保全上の支障を未然に防止する、

こういう側面から、事業者の負担はもちろん考慮する必要はござりますけれども、可能性のある化

学物質ができるだけ多く選定するということが法律の趣旨ではないかと思います。そのことも踏まえて、先ほどの御答弁、数の上ではあつたんだろ

うと理解しております。

中でも、近年、世界的に生殖毒性が大きな話題となつております、いわゆる内分泌擾乱物質と言

われる一連の物質は、今までの化学物質の毒性に対する考え方を大きく変えたように思います。す

なわち、がんが引き起こされるというある閾値、つまり濃度ですね、最低濃度よりもさらに低い濃度で生物の内分泌機能を破壊したり、免疫を抑制したり、神経機能の阻害などが起きる可能性がある、こう指摘されております。この内分泌擾乱物質を指定化学物質に選定する、先ほどからも随分議論が、午前中からもあつたと思いますが、これがやはり国民の切なる要望と私は考えておりますが、いかがでございましょうか。

環境庁の環境ホルモン戦略計画S.P.E.E.D.98によると、内分泌擾乱作用を持つと疑われる物質分が約七十種類、その中には既に生産、使用が禁止されたり、環境保全に関する法令上の規制を受けたり、内分泌機能への悪影響がはつきりと証明されているというわけではない物質もあるといふことは書物等で見ております。しかし、たびたび申し上げるとおり、環境保全上の支障の未然防止というこの法律の精神からして、現在、我が国に存在する内分泌擾乱物質すべてをこの指定化学物質に選定していただきたい、これが私の要望でございます。

また、その指定した後に、たとえ、製造取扱量が他の指定化学物質の基準と比べて極端に少ないから提出要件にひつかからない、こういうことがあり得ると思うんですが、その際も、若干のそぞざいます。

切りは必要かもしれませんのが、少なくとも排出・移動量を報告すべきである、こう思いますが、環境庁長官、いかがでございましょうか。

○真鍋国務大臣 内分泌擾乱化学物質、いわゆる

環境ホルモンでござりますけれども、これは環境保全重要な課題であり、また、この問題に対する国民の不安を解消するためには対策を急がなければならぬわけあります。

そこで、環境ホルモンの世界会議を昨年京都で開催いたしました。私も参加しましたけれども、百とか三百とかそういうオーダーの数字にならうかというふうに考えております。

そのときの各国の意見の相違点を見ましても、まさに百八十度の差異があるわけであります。事はどういうふうな知見が出てこないわけであります。そこで、ことしも神戸で第二回会合を開くことになったわけでありますけれども、世界の知見者に出席をいただいて、トップ的な知識を披露していただきたい、こう思つておるわけであります。

そこで、環境ホルモンに対するP.R.T.R制度の対象物質にして、それらをすべて今回のこのP.R.T.R制度の対象物質にしてはいかがかという先生の御意見でございました。しかし、まだそのような状況にあるわけであります。そこで、環境ホルモンに対しまして、それらを内閣の国際的にも、国立環境研究所に結合研究棟を今つくばにつくつておるところでありまして、建物ができるまで内容が伴つていません。しかし、まだそのような状態もあるわけであります。早く内容の充実した体制の中にこの環境ホルモンの意見の集積を図つてしまいりたいと思つておるわけであります。

もちろん、人体に悪影響を及ぼすような知見が究明されたときには、すぐさまこのP.R.T.R制度の対象物質に加えていくべきじゃないか、かようと思つておる次第であります。

○岡田政府委員 ただいま大臣から御答弁申し上げたとおりでございますが、先ほど先生の方から私どものS.P.E.D.98にお触れになられましたし、バイロット事業にもお触れになられましたので、若干補足をさせていただきます。私どものS.P.E.D.98で、六十七物質を、内分沁攪乱作用を持つと疑われるものということなります。これは、世界的に文献などで疑いがあるというふうに言われているものをリストアップしたものでございますが、その中でも、既に先ほど先生のお話にも若干出でおりましたが、私どものバイロット事業でも十七物質については調査の対象としたところでございます。

一方、この六十七物質の中には、現在我が国には生産使用実態のない物質も二十七種類ぐらいはございます。それからまた、残りのものにつきま

しても、例えは有害性がある程度はつきりわかつているものもございます。

問題は、先ほど大臣から申し上げましたように、内分沁攪乱作用としての有害性ということについて科学的知見がまだ十分でないという点がござりますものですから、我々としては一生懸命、鋭意取り組み、一刻も早くはつきりしたものから取り組んでいきたいということございますが、現在も、ほかの毒性、発がん性であるとか変異原性であるとか等々でつかまえ得るものほどんどん対象としていることございまして、決して消極的に考えているわけではありませんので、その点については御理解賜りたいと存じます。

○西委員 再三申し上げるのでけれども、未然防止なんですね、未然防止。もちろん、毒性のないものまでリストアップする必要は何らございません。しかし、疑わしいものも未然に事前にやはりあります。

さて、や排出、移動の傾向というものを調べていてこそ今回の法律の趣旨に合致するのではないか、私はこう思うわけです。リストアップしたもののがすべて犯人であるというような決めつけは、この法律の性格上必要ではない。先ほどの六十七種類の疑わしき物質という範疇の中で、やはり積極的に指定物質の中に取り入れていく必要があるのでないか、こう思います。

もう一度具体的に、この六十七物質の中で、もちろん初めから製造されていないものは別にして、外れそだという数はござりますか。もう少し具体的になりますが、もう一度ちょっと答弁してください。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

もちろん初めから製造されていないものは別にして、外れそだという数はござりますか。もう少し具体的になりますが、もう一度ちょっと答弁してください。

この法律案では、施行後十年を経過して検討する。先ほどから、助走期間がござりますから実質は七年ぐらいというお話をございましたが、それはそれで、私は、十年後に一回見直しをするという規定ではなくて、この十年後の見直しのことは、それとして、私は、随時見直していくことが私どもの方でもといいますか、立法府の方でも、やはり五年ごとの見直しという条項は入れていくべきではないかというふうに思つております。

例えは、第百四十二回国会で新しい感染症法が成立いたしました。この法律では、感染症の範囲及びその類型を少なくとも五年ごとに見直す、こういうことが規定をされております。これと同様の趣旨の規定が今回の法律でもぜひ必要である、こう思います。この点について、通産省の方にお願いしたいと思います。

○河野(博)政府委員 御指摘のように、対象の化学生物質につきましては、随時見直しをしていく必要があります。それから、もう既にP.R.T.Rバイロット事業で対象とした物質は、先ほど申し上げたように十七物質でございます。それ以外のものは二十三物質になるわけでございますが、その中のうちでも何らかの有害性があるということがわかっているものが十七物質でございまして、この辺については有害性の程度の問題ということになろうかと思います。

あと、最後に残りますのが六物質でございまして、これにつきましては、内分沁攪乱作用に起因する有害性の程度をできるだけ早く把握したいということで、先ほど申し上げたように、できるだけ早く取り組みをして、はつきりさせた上でその対応を考えたいという対象になります。

○西委員 大体の輪郭がわかつたようになります。これは随時行うということは当然のことだと思います。

次の項目に移らせていただきます。

○西委員 大体の輪郭がわかつたようになります。

この法律案では、施行後十年を経過して検討する。先ほどから、助走期間がござりますから実質は七年ぐらいというお話をございましたが、それはそれとして、私は、十年後に一回見直しをするという規定ではなくて、この十年後の見直しのことは、それとして、私は、随時見直していくことが私どもの方でもといいますか、立法府の方でも、やはり五年ごとの見直しという条項は入れていくべきではないかというふうに思つております。

例えは、第百四十二回国会で新しい感染症法が成立いたしました。この法律では、感染症の範囲及びその類型を少なくとも五年ごとに見直す、こういうことが規定をされております。これと同様の趣旨の規定が今回の法律でもぜひ必要である、こう思います。この点について、通産省の方にお願いしたいと思います。

私は、事業者の立場に立つて考えてみたときに、届け出の窓口は都道府県の方が便利だ、これはもちろんその以前におきましても、実際に制度を運用してまいります中で問題あるいは不都合が見つかるということであれば、御指摘のように、十年を待たなくとも随時見直していくことが私どもの責任であるというふうには心得ております。

○西委員 時間がだんだんとたってきましたが、義務的に見直すということでございますから、もちろんその以前におきましても、実際に制度を運用してまいります中で問題あるいは不都合が見つかるということであれば、御指摘のように、十年を待たなくとも随時見直していくことが私どもの責任であるというふうには心得ております。

○西委員 次の内容に進ませていただきます。

次に、先ほどからも議論があります届け出先の問題でござります。

私は、事業者の立場に立つて考えてみたときに、届け出の窓口は都道府県の方が便利だ、これはもちろん他の省庁もあるわけですが、集計作業は原則どおり環境庁と通産省が行うという形であろうが、こう思います。都道府県は届け出の窓口として集まつた書類を環境庁、通産省に提出して、もちろん他の省庁もあるわけですが、集計作業は原則どおり環境庁と通産省が行うという形であろうが、こう思います。その際、都道府県の知事は両省庁に意見を述べるというようなことももちろん付与していいのではないか、こう思うわけでございま

都道府県が窓口になることについては、いろい

る考え方られますけれども特に、まず一つ目は、身近なところで技術的な疑問、問題点に対応していかなければなりません。二つ目には、書類作成の際に、事業者をきめ細かにサポートできる。それから三点目には、書類の回収率を向上することができる。これは先ほども若干御意見がございました。そのようなことが挙げられると思います。現に、午前中の参考入の先生方から、都道府県レベルの自治体の積極的な取り組みが重要であるという趣旨の指摘があつたようにお聞きをしました。

環境庁、通産省はもちろん努力をしていただき、記入に対する説明会もしくは講習会などを開催する、また啓発に努力するということをございますけれども、今三つ述べましたが、どのようなサポート体制をつくってサービスを行うのか。全国たくさんのところから直接データが集まつてくるわけですから、質問や、またデータの誤りの修正、大変な作業だと思います。現場がなかなか見えてない中での作業ですから、本当に正確な数字が担保できるのかということについて私は疑問があるように思います。中央官庁だけではこれらの最低限の必要なサービスが十分できない、私は内容を見せていただいてもそういう感じがいたしました。

現に、経団連がつくつておりますPRTTRの指針というのがございます。具体的に業者的人がそれをもとに計算をするようになつておりますが、相当複雑な式でございます。その中に数字を入れれば、答えは計算すればもちろん出でてくるのですが、けたを間違つたりといふことは私の目から見ても十分あるなというレベルの、相当、式の内容がわからぬのに数字を入れて答えを出さないと仕方がないというようなもの也非常にたくさんありました。

業界団体なんかにもちろん協力をしていただきこれを作成するわけですが、私は、制度を運用する上で都道府県の協力、関与というのは不可欠であるということを、具体的な作業を見ながらしみじみと感じました。届け出先など、窓口は身近

な都道府県にするようにぜひ主張をしたいと思います。長官、いかがでござりますか。

○真鍋国務大臣 先ほど来、いろいろ議論をいたしましたがいいのか、中央官庁で統括した方がいいのか、地方の市町村窓口としておるところでございます。地方の市町村窓口がいいのか、中央官庁で統括した方がいいのか、意見の分かれることでございます。人々、いいところと悪いところがあるわけありますけれども、現段階におきましては、やはり中央の方で処理していくのが妥当じゃないだろうか、私もこう考へておるわけであります。

国は、化學物質に関するデータベースの整備、本制度の周知徹底、排出量の推計方法に関するマニュアルの作成などの措置により、事業者への支援を行うことといたしております。

次に、PRTTR制度の円滑な運用には地方公共団体と国との連携と協力が重要と認識しております。このために、環境省としましても通商産業省と協力しつつ、法の公布後、早速にも都道府県との連携体制の整備を図るとともに、都道府県の協力を得て事業者に対する制度の周知徹底を図つてまいりたいと思っております。また、地方公共団体のほか事業所管官庁、業界団体等さまざまの機関の協力を得て、事業者からの問い合わせに対する対応をしてまいりたいと思っておるところです。

現に、経団連がつくつておりますPRTTRの指針と、その実際の運用を考えておるところです。

先ほど来お話をございました、本法案では、国が届け出を受理して、情報を電子ファイル化する等の作業を行つた上で、都道府県に對して個別事業所ごとのデータを扱いやすい電子情報として提供することになつております。この仕組みによつて、都道府県は、効率的かつ低コストでPRTTRのデータを利用し、地域の実情に応じた環境保全施策を進めることができます。

PRTTRの届け出は、電子情報により行うことも可能とすること、さまざまな地域に存在する事業所の届け出を本社が一括して行ふことも可能とすることなどから、事業者の利便を考えても国がすることなることが適当である、こう考えておる次第であります。また、PRTTR制度の円滑な

運用を図るためにも、地方公共団体との連携は重要でありますので、法案成立後は迅速にも都道府県との連携体制を整備してまいりたいと考えておるところでございます。

○西委員 中央ですべて計画どおりにいけば、私はそれ以上のことはないと思います。しかし、そんなんやすいことは実際には起こらないだろう、提出も大変これは率が悪くなるだろう。もちろん、その分は都道府県が努力せよということでしょうけれども、やはり、でき上がつたものをこれで考えろ、技術を向上させろというその発想といふのは、もう完全に中央的、いわゆる官僚的発想ではないかと思ひます。

まず、地方自治体がみずから汗をかいて、ともに考え、そしてともに計算を手伝いながらというか、必ずしもそうじやない、尋ねてくる場合が結構多いと思いますから、そういういろいろなデータを自分たちがます手に入れて、それを環境省なら環境廳に回すことによって、自治体の皆さんも、私たちが責任を持ってやつているという意識が初めて生まれるわけであつて、できましたからと云つて白書のようにデータ集が下におりてきて、それを見て何か考へるという、そういう考え方では、私は、地方自治体は本気になつてこのPRTTR法を、また報告されたデータをどう活用するかといふところまでの領域にはいかない、こう思ひます。

各県においても、実情はそれぞれ技術的にはさまざまだと思います。しかし、地方分権の時代を迎えて、やはりこのことについても、少なくとも都道府県レベルではこういうことができるようないい人材をこそ育成していくという意味においても、皆さん方から見てもう少し充実していただかなければと思う側面もあるかもしれませんけれども、そのことはぜひ、初めは単なる通過点になるかもしれないけれども、やはりその中で少しづつ育成していくという気持ちがなければ、本来の意味の地方分権は成り立たないんじやないか、私は

こう思うわけでございます。

環境廳長官、御感想がありましたら、もう一度お願いいたします。

○真鍋国務大臣 私も、終局的には先生のお考えと同様であります。しかしながら、現段階におきまして、この制度を運用していくためには、中央において、データベースなんかがインターネットによって処理されるときでありますから、そのよいうな状態でしばらく運用をしていくべきじゃないだろうか、こう思つておるわけであります。

将来にわたつては、やはり、地方分権の意義を尊重しながら、私は方向性としてはそういう方向でいくべきかなという感じもいたしておるわけでありますけれども、現段階では今の体制でぜひやらせていただきたい。決して中央集権な発想であります。

○西委員 時間がもうございませんので、最後に一言だけお願いしたいと思います。

先ほどから、従業員の規模約二十人というのが大体見えてきたように思いますが、それはそれでもちろん、私もパイロット事業のグラフを見せていただきますと従業員が少なくなつたからといって取扱量が減るわけでは決してなくて、かなりのばらつきが、二けた三けたの取扱量のばらつきがあるんです。

それで、今回の目的が、取扱量、移動量をつかまえよう、これが目的です。そのためには何が近いかといいますと、取扱量が多いところが排出、移動も多いだろう、こういう発想になつております。

まあ、これが目的です。そのためには何が近いかといいますと、取扱量が多いところが排出、移動も多いです。これが目的です。

取扱量が多いということは従業員でもつてやつたら一番つかまえやすい、レベルがはつきりつかまえやすいのではないかといふところから従業員二十人という線を引いているんだろうと思うんです。

が、これは、それ以下のところでもかなり取扱量の多いところがありますから、私は一つの案として、従業員二十人以下の事業者でも化學物質の取扱量が多い事業者には、報告義務はもちろんございません、しかし自己申告をして協力していただ

く、こういうことも若干取り入れていつたらしい
んじゃないか、こういうふうに思います。

小規模の事業者にも、このPRT制度を理解していただいて、普及していただく、こういうふうなことをぜひこの際やつていただきたい。それがまた、少しでも多くの実際のデータを集積するという意味では非常に、自己申告制度というふうな形になるんですが、支援措置も若干要るかも知れませんが、できるだけ多くの人に自主的にも集めていただければというふうに思います。

この点について、一言御見解をお願いしたいと思ひます。

○与謝野国務大臣 先生の御質問の趣旨は、従業員規模が二十人以下であっても化学物質の取扱量が多い事業者は自己申告をして協力してもらいたい、国の支援措置を講ずることを検討すべき、こういう御質問だったと思うのですが、今後、これまでの実態調査に加えまして、より詳細な実態調査結果から得られる情報をもとに、PRT制度を策定することから、取扱量の多い事業者は相当程度カバーされると思ひますし、また、対象とならない事業者については、国が非占源として推計して把握することとしております。

これに加えまして、ただいま御提案いただいた届け出対象とならない事業者に対して、義務ではなく、自己申告という形で報告を願うというアイデアは、任意のPRTへの取り組みの拡大という観点から、大変有意義な御意見と拝聴いたしました。

○古賀委員長 並木正芳君。

○並木委員 改革クラブの並木正芳ですが、公明党・改革クラブとして質問させていただきます。お疲れのことかと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

また、民主党の佐藤先生には、今回、時間もありますし、内閣提出のもののみに限らせていただきますけれども、いろいろ御苦労いたきました

ことは敬意を表させていただきたいと思います。
それでは、両大臣おそろいのところで初めの質問でございますけれども、我々は多くの化学物質をつくり出して、飛躍的に生活も改善されたわけですがありますけれども、一方、健康被害等大変な問題も持ち上がっているわけです。私の地元の所沢地域でもダイオキシン問題等々、大変な事件的な問題にもなつていて、それがありますけれども、そうした点にも、今、国の方でもいろいろな対策をとつていただいています。そうした中で、このPRT制度、まさに時宜を得たものではないかというふうに評価はいたしております。

ところで、PRT制度の運用全般の主管といふことですけれども、私は、これはあくまで環境庁、将来的には環境省になるということですけれども、この環境庁が当たるべきだというふうに考へるわけです。両方力を合わせてということでもあるうかと思ひますけれども、バイロット事業もあろうかと思ひますけれども、パーキャルエージェンシーという考え方では、頭の中で一つの役所を想定して、我々は一つの役所になつたんだと考へているな役所が協力をしなさい、そういう考え方

も思つております。

今回も私はその例であると思ひますし、また、小測定が言つておりますバーチャルエージェンシーという考え方では、頭の中で一つの役所を想定して、我々は一つの役所になつたんだと考へているな役所が協力をしなさい、そういう考え方も出てきております。

化学物質に関しては、環境保全上の支障を未然に防止するためには、その対策を化学物質の管理と一体として行うことが効果的でありまして、また、化学物質の改善を促進するためには、事業者による化学物質の管理活動を生産使用活動にビルトインすることが重要であるというふうに私ども考へているわけでございます。

このように、環境保全上の支障を未然に防止することと、事業者の化学物質の管理活動の改善とは、まさに表裏一体の関係にあることから、本法案の作成に当たりましては、環境保全行政を所掌する環境庁と、化学物質の管理を所掌する通産省とが、省益などといふ古臭いことは全く考えずに、一致協力して取り組んでまいつたところでござります。

○真鍋国務大臣 ただいま通産大臣からお話をございましたように、やはり各省にわたる問題であります。

この法案を作成するに当たりましても、通産省、環境庁のみならず、農林省とか厚生省等々が関与してつくり出した法案でございます。そういうことがらの権限争議をした、縛り張り争いをしたという経緯になつていったのでしょうか。

○与謝野国務大臣 まず、通産省と環境庁が昔ながらの権限争議をした、縛り張り争いをしたということが決してありません。

うのは世界の中でも相当高い行政効率を持つてゐるわけでございます。しかし、社会が進展し、経済が複雑化していきますと、一つの省では解決できぬ問題というものがたくさん出てまいります。これは、したがいまして、縛り張り行政ではなく、二つの省なり三つの省なりが権限を越えてやはり協力をするという体制をつくらなければならぬことですけれども、私は、これはあくまで環境省にしていこうということで各省等が力を合わせてつくり上げた法案でありますので、そのような御理解をいただきたいと存じます。

○並木委員 両大臣のお言葉ありました、そうあるべきと心から期待するところでございますけれども、若干違つんじやないかなという、私の私見というか受けとめ方かもしれませんけれども、まさに事業者の自主的管理の改善、これと、人の健康及び生態系への影響を未然に防止する、これは表裏一体だというふうにおっしゃられただけなんですけれども、結果が出ているか出ないかというような中で、事業者の考え方と、国民の側といいますか、もちろん事業者も国民なわけでそれだけなんですねけれども、若干違つたところがある。

御案内のとおり、リオ宣言等、これは日本も参加しているわけですから、環境問題というものが、環境対策における予防方策適用の原則、このについて、完全な科学的確実性の欠如が環境悪化を防止するための費用対効果の大さな対策を延期する理由として使われてはならない、こういうふうに、環境対策における予防方策適用の原則、こういうものがうたつてあるわけです。そういうふうな観点をむしろ推進していくというのが環境庁側ではないかなと私は考へております。

そういうふうなことを考えますと、いわゆる環境庁等が扱つている環境中へ放出される化学物質に関する規制、こういうものを、今のような観点で、あるいは世界じゅうの環境問題情報、こういふものに照らして厳しく点検していく、そして化学物質の製造、使用も必要なものは規制していく、

ですから、事業者というものがその中心になるという形が好ましいというふうに考へるわけです。

ですから、事業者というものがその中心になると、結果がまだ出ないという中でつい、自王

的管理、改善、やはり自主的も改善もともにい
言葉でござりますけれども、そういう美辞のも
とに緩慢な対応ということにとどまってしまうん
じやないか、すなわち環境対策におくれをとる懸
念があるんじやないか、こういうふうに考えると
ころであるのですけれども、そのような見解につ
いてはいかがお考へでしようか。

○与謝野國務大臣 先ほどお答えの中に、やはり
システムをその中に埋め込んでおくということ、
これをビルトインと言つたわけでございます。そ
ういうことによつて、いわばそのシステム自体に
よつていろいろな管理が行われるということが望
ましいということが一つあります。

それともう一つは、やはり化学物質を扱う場合
に、あれが危ない、これが危ないという今まで確
立された科学的知見によるものと、あれが危なそ
うだと危ないかもしれないというのには、随
分大きな差があります。我々は幅広くそういうも
のを扱つてまいりたいと思いますけれども、やは
り、環境に対する影響等々は單なる推測だけでは
十分ではなくて、きちんととした科学的知見、医学
的知見、あるいはその他自然に対する影響、そう
いうものをきちんと一方では行うという体制が私
は必要なんだろうと思います。

それでますから、化学物質をつくる場面と、そ
れが出ていく場面と、それが環境や健康に影響を
与えるという場面、そういうすべての場面をやは
りとらえるということであつて、これは、役所の
縄張りとか役所の権限とか、そういうこととはか
かわりなく、そういう全体をとらえるために、現
在ある日本政府の仕組みの中でどういう組み合わ
せでそれをやつたらいいのかという、省庁横断的
な行政のあり方を追求した法律である、私はその
ように考えております。

○真鍋國務大臣 環境庁のここ二十八年の歴史を
ひもといてみましても、今までは公害問題の後始
末というような形で環境行政を遂行しておつたよ
うな感じがいたします。もちろん、水銀禍である
とかイタイイタイ病、ワクチン禍の問題、いろい

ろ処理せなければならぬ大きな問題があつたわ
けでありますけれども、ここに参りまして、環境
庁が主導権を發揮しなければならない問題が多々
出てまいりました。

先生の地元であります埼玉県のこの前のお茶や
ホウレンソウの問題もそうでございます。これも、
ダイオキシン問題ということで、一省や二省でな
くて十三省庁が一緒に協力してやっていこう、そ
してまた最高の権限を持ちます内閣においてその
対策協議会をつくつて問題処理に当たるというこ
とに相なつたわけであります。

ですから、環境行政の変遷といふことも念頭に
置きながら今回の法案の問題にも取り組んだところ
でありますし、この法案が将来的に中央省庁の
再編成と相まっていい形で遂行されるよう私は
頑張つてまいりたいと思つておるわけであります。
○並木委員 多少繰り返しになるかもしません
けれども、中環審とか化学品審議会、こういう中
間報告を見ますと、やはりかなりニュアンスが違
う。化学品審議会の方は、科学的根拠に基づき有
害性があると判断される、こういうふうに言い
切つておられるわけです。

結局、環境問題についてこのような従来的な考
え方にとどまるということになると、いわゆるリ
サイクル委員会などは、必ずしも科学的根拠に基
づいて行動するということが人間の理性であると私は思つております。

ただ、その危険が完全に立証されない段階で
あつても、おそれがあるという考え方方はこの法律
の中に出でてきているわけですから、私は完璧な科
学的知見ということを言つたわけではもちろんござ
いませんけれども、やはり人間の理性で判断す
る以上、科学的な根拠や基礎がなければならない
ということは、私は当然のことであると思つております。

○並木委員 言葉としては当然だと思います。當
然、そのいろいろな調査研究を進めていただきた
い。しかし、余りにも多い物質をすべて完全にこ
うやつしていくのは難しいことだろう、それも御案
内のとおりだと思います。

ところで、そうした中で、自然生態系にこ
うした物質、いわゆる環境ホルモンというものの
影響じゃないかと言われているような、イボニシ
という巻き貝が雄化するとか、あるいはカロメガ
同性で巣ごもりする、あるいは日本でも多摩川の
コイの精巢が退化する、こういうような現象、極
端なことなわけです。

そういうふうな考え方でいって、今この化学物
質の中では、生殖障害とかあるいは雌雄同性とか
いうことを科学的に証明するのは現実にかなり大変
なことがあります。

○並木委員 もう少し時間がかかるよう、そ
ういうニュアンスでござりますけれども、環境ホル
モンという通称のものについては、日本において
約七十種類ぐらいあると言われております。対象
となる化学物質の数が大変多いわけですね。それ
と、これ以下だったら被害はないだろうという、
ちょっととそういう値が見つかるのかどうか。つまり
ごく微量でもそれなりの被害が出る可能性が
ある。しかも、これは大変便利なものといいます
か、さまざまなものに幅広く使われているわけで
す。

こういうようなことで、代替物質がないとい
うことでは結局は使用禁止になつてしまつというこ

手おくれになりはしないかと。

そういった点で、先ほど与謝野大臣が、やはり

事業者的な立場で、どうしてもその根拠をきち
ょうとしないとなかなか改善あるいは規制がしにく
いというようなニュアンスもあつたんですね。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

先ほどお答え申し上げておられますように、い
わゆる環境ホルモンの問題につきましては、環境
保全上の重要な課題であるというふうにまず認識
し、真剣に取り組んでいるところでございますが、
このために、P R T R の対象物質の選定に当たり
まして、内分泌擾乱作用そのものが判断指標の一
つであるというふうに私ども認識しております。

ただ、先ほども申し上げましたように、現時点
では科学的に不確実な点が多いということがござ
いまして、関係省庁と連携いたしまして、国際的
な協調のもとに、各種の調査研究、内分泌擾乱作
用の試験方法の開発を進めなど、数多くの物質
について科学的知見の充実を急いでいるところで
ございます。

先ほどもちょっとお答えで申し上げましたが、
環境庁いたしましては、特に内外の文献におい
て内分泌擾乱作用を有すると疑われる物質につき
ましては、それを優先的に取り上げまして、内分
泌擾乱作用が科学的に確認され次第、P R T R 制
度の対象物質とする方針でございます。

○並木委員 もう少し時間がかかるよう、そ
ういうニュアンスでござりますけれども、環境ホル
モンという通称のものについては、日本において
約七十種類ぐらいあると見られております。対象
となる化学物質の数が大変多いわけですね。それ
と、これ以下だったら被害はないだろうという、
ちょっととそういう値が見つかるのかどうか。つまり
ごく微量でもそれなりの被害が出る可能性が
ある。しかも、これは大変便利なものといいます
か、さまざまなものに幅広く使われているわけで
す。

こういうようなことで、代替物質がないとい
うことでは結局は使用禁止になつてしまつというこ

とで、その現況の産業界への影響を考えて不明確な表現を使っている、こういうことはないのかな、あつてはいけないんじゃないかなというふうに考えるわけです。そういうふうなところでまだ科学的知見がはつきりしないんだというふうなことでの認識でしたら、ちょっと違うんじゃないかといふうに考るんすけれども、再度、もう少し明確に環境ホルモンを含める表現を使うべきかと思いませんが、いかがでしようか。

○岡田政府委員 二点お答え申し上げたいと思います。
まず、本法案におきましては、人の健康を損なう等のおそれがある物質を幅広くとらえるためには、個々の毒性を法律上明示しておりませんけれども、これらは現在の条文で、内分泌擾乱作用が科学的に確認されれば当然対象物質に指定できるということございまして、私どもとしては、先ほども申し上げましたように、科学的に不確実な点が多いことは事実でありますので、この調査解明を急いでいるのが実態でございまして、内分泌擾乱作用が確認され次第P.R.T.R.の対象物質として指定する方針だということを先ほどお答え申し上げたわけでございます。それがまず一点でございます。

もう一点は、先ほど約七十物質とおっしゃいましたが、私もがS.P.E.D.98に掲げました六十物質のこと御指摘なんだと思いますが、実はこれは、学者の協力を得まして世界的に文献をあさりまして、文献上疑いがあると言われているものをとにかくすべてリストアップしてきた結果がその段階で六十七でございました。実は、その程度についてはまだ必ずしも解明が十分進んでおりません。また日本に生産使用実績のないものもそのうち二十七物質がございます。それから、実際問題として私どもがもうP.R.T.R.のバイロット事業で対象物質としたものも十七物質ございます。

こういうことで、決していわゆる環境ホルモン物質を対象としないということではございません

で、きちんと見きわめをつけて、ついたものから取り組んでいこうという取り組みでございまます。

なお、さらにつけ加えますと、実はただいま、スクリーニング方法というのは国際的に協力して考えよう。アメリカが今提案していますのは、一万五千の化学物質につきましてとにかく簡便方法で、とりあえずこれは環境ホルモン作用がおよそないか、少しある可能性があるか、まず最低そのスクリーニングをやろう。これはアメリカ一国ではできないので、O.E.C.D.に諸つて、日本も協力して、アメリカ、ヨーロッパ、日本、共同してそれに取り組もう、こういうことも言っておりまして、いわゆる環境ホルモンという物質についてはまだこれからというところが随分たくさんあるという点も御理解賜りたいと思います。

○並木委員 より積極的な対応を望んで、期待しております。

ところで、届け出の問題ですけれども、国に届けるという形でござりますけれども、地元の中小企業等が扱うものも多いと思います。そうしたところからして、地域の事情により精通している、なおかつ地域住民の健康と環境を守る責務がある、まずは身近でそういういろいろな声を聞いている地方公共団体、民主主義では市町村等々ということですけれども、私どもは規範から考えて都道府県でいいんじゃないかなというふうに考えるわけなんですねけれども、都道府県にすべきではないかと思うわけです。

この事業者が届け出る数値について、いわゆる事業者にわかりやすい算出マニュアルの作成などを行うというふうにも言われているわけですから、このままでは市町村等々といたしまして、この法書をさせていただきましたけれども、こういった面で、地方公共団体あるいは業種ごとの業界団体、また地方の中小企業の団体、商工会等々、さまざまな組織に全面的に御協力ををお願いしながら、こうしたダブルチェック体制をつくっていただきたいと、いうふうに考えておるわけでございます。

また、この法律におきましては、届け出られましたデータは開示されるわけでございます。他の事業者のデータと比較されるわけでございますから、事業者にはなかなか不正を行おうということにはならないといふうにも思つておりますし、

仕組みだと、やはり、事業者が届け出ない場合とか虚偽の届け出がなされた場合などに、果たして国がそこの中事業者等の実態を把握して適切な措置が行えるのかという懸念があるわけなんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○河野(博)政府委員 御指摘ございましたP.R.T.R.におきます排出量の算出、これは、できるだけ統一されたルールによりまして可能な限り高い精度で行われることが望ましいというふうに考えております。

そういう点から、環境庁あるいは私ども、そして事業所管官庁の共同で、排出量の算出方法を考るだけ明確にいたしまして、また、事業者の皆さんにもわかりやすいマニュアルを作成しまして、必要に応じて技術指導などを行つて、この算出の支援をしてまいりたいというふうに考えております。

また、国におきましては今後もさまざまな調査を実施いたしますけれども、既に保有しております全事業所、全企業のリストと、届け出予定対象

企業でも、一九九五年のデータですけれども、七万三千件のうち、営業秘密に限定されたものがわずか十三件しかなかった、こういうことを考えますと、主務大臣と協議の上でまた都道府県さんにもわかりやすいマニュアルを作成しまして、でも判断していくか、こういうふうに考えておるといふことでは公正性が確保されるのかということでは公正性が確保されるのかということです。

○並木委員 営業秘密云々の判断とかは国で一元的にやりたい、そういう意味でも届け出は国にと

いうようなお話をあるわけですけれども、むしろ、企業を保護育成するべき事業所管省庁が行つていふことでは公正性が確保されるのかということです。

アメリカでも、一九九五年のデータですけれども、七万三千件のうち、営業秘密に限定されたものがわずか十三件しかなかった、こういうことを考えますと、主務大臣と協議の上でまた都道府県さんにもわかりやすいマニュアルを作成しまして、必要に応じて技術指導などを行つて、この算出の支援をしてまいりたいというふうに考えております。

最後に、両大臣いらっしゃいますので、日本が環境先進国あるいは環境大国としてこれから進むべきであると私は考えるわけです。そのためには、国内外の環境リスクコミュニケーションの促進を図り、国際的には、国際有害化学物質登録制度、チブを日本が發揮していく。そしてまた、通産省の考え方でいえば、環境技術の開発あるいは環境産業の育成、こういうことによつて日本の産業政策も地方公共団体の責務を國と並んでいろいろな考え方でいえば、環境技術の開発あるいは環境基盤構造をシフトエンジンしていく。そして雇用質問を終わらせていただきたいと思います。

また、この法律におきましては、届け出られましたデータは開示されるわけでございます。他の事業者のデータと比較されるわけでございますから、例えればC.O.P.3では、CO₂の削減ということは、先進国の中ではほぼ日本だけと言つてもいいぐらい我々は愚直に例えれば炭酸ガス

の削減に取り組んでいるわけでございますし、また環境技術というのも、國も民間も大変な研究をしておりますし、また、我々がつくり出した新しい環境技術というのは進んで発展途上国等に提供をしておりますし、今後とも世界人類や地球といた規模で物を考えていきたいと考えております。

○真鍋国務大臣 いろいろな国際会議に参加しまして感ずることは、日本が環境問題についてはやは先進国であり、リーダー国であるという認識を持つものであります。その意識に基づいてこれから行動をとつていかなければならぬということでありまして、今までの追いつけ追い越せなどでありまして、やはり途上国の指導に当たるという観念を持つておかなければならない、と思うわけであります。

また、国内的には循環型社会を形成していくわけでありますから、エコビジネスというのが当然生まれてくるわけであります。そういう産業によって新規産業を振興させていくことが大切なことだらうと思つておるわけでありますし、内閣で行われておりますこの戦略会議におきましても、そういう提言をし続けていこうと思つておるところでござります。

○並木委員 ありがとうございました。

○古賀委員長 武山百合子君。

○武山委員 自由党的武山百合子でございます。それでは早速質問に入りたいと思います。

午前中、参考人のお話を聞きまして、神奈川県、愛知県で環境庁が二年間行つたパイロット事業のお話を聞いたわけですけれども、地元自治体が対象事業者に報告様式と報告方法の説明資料を個別事業別に送付して、多数の説明会を行つて助言指導を行い、問い合わせや督促を行つたにもかかわらず、その報告率は五〇%でしたというわけです。また、従業員数三百人以上の大企業でも報告しない企業が多數あつた、また、明らかな間違いもたくさんあつた。

このような事実から、多数の事業者への報告様

式や報告方法の記載書類の送付や督促も難しく、野参考人が話されたわけですけれども、このお話をも事実の一端であろうかと思います。やはりこの制度がある程度根づくには時間がかかるかなと感じます。そこで、今までの追いつけ追い越せなどでありまして、今までの追いつけ追い越せなどでありまして、やはり途上国の指導に当たるという観念を持つておかなければならない、と思うわけであります。

○河野(博)政府委員 私どもの予定しております通知ファイル、これは、電子計算機を使いますと城別の分析、そういう数字をそこからまたはじき出していくことができますし、加えて、経年変化をその中で把握することもまた可能になるわけでございます。管内の業種別の分析あるいは地域別の分析、そういう経年変化等さまざまな分析を経て、方公共団体の役割を明確化してもらつたという評価もいただいているというふうに思つております。

そこでは、例えば國では技術的手法の開発あるいはデータベースの整備というような措置が責務として書いてありますけれども、技術的な助言、それから国民の皆さんの理解を深めるよう努めの努力、そして人材を育成するような措置、こういったことが國と並んで地方公共団体の役割としてうたわれているのでござります。

○武山委員 それでは、同等という立場で解釈したいと思います。

その次に入りますけれども、そうしますと、都道府県が市町村に対し同じようにファイル記録事項を提供することは可能なでしようか。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

都道府県が市町村に対するPR記録事項を提供することは可能だと考えております。ただ、それは、あくまで都道府県が自治事務として市町村を行うということになると思いますので、法律上の特段の規定はございません。

○武山委員 法律上の規定はないということですけれども、自主的にファイルが提供されて、市町村が都道府県と同じようなことが行えると解釈も

できるのでしょうか。

○岡田政府委員 そういう事態になれば、もちろんそういう活用の仕方をされることになると思います。

○武山委員 そうしますと、都道府県は、もちろんよい意味ですけれども、削減をするためのいろいろな方法を事業者と話し合つたり、住民に情報をお伝えしたりして、やはりきちんと国と同じような立場で活用してもよいというふうに判断しているのでしょうか。

○河野(博)政府委員 例え、この法律の第十七条には「国及び地方公共団体の措置」という条文がございます。これは、国と地方公共団体、両方がござります。これは、国と地方公共団体、両方がございまして、今後果たしていくべきある種の役割といいますか、さまざまの措置を記述したものでございまして、地方公共団体の皆さんからもどちらがいいのかなります。

○武山委員 そうしますと、國も地方公共団体、都道府県も国からファイルを、いわば生データをそのままそつくりファイル化してもらうわけですから、それをフルに活用したいという意欲はお持ちですので、いろいろな活用の仕方が工夫されるものだと思つていますし、私どもも、積極的にその活用方法につきまして協議の場等をつくりまして、周知徹底あるいはお互いの意思疎通をより図つて、いこうと考えております。

○武山委員 そうしますと、國も地方公共団体、都道府県も市町村も同じ立場でできるというふうに解釈しまして、そういう立場ででしたらやはりいろいろとできるのじやなかろうかと思つております。

○武山委員 それから次に移ります。

本法案において、排出量の集計情報については公表するとしております。個別事業所の排出量の情報については請求開示によるとなつておりますけれども、アメリカにおいては個別事業所の排出量情報についても公表していると聞いておるのですけれども、この請求開示の方式をとつたのはなぜなのでしょうか。

○岡田政府委員 我が國におきますところのP.R.T.R.は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としているところでございまして、アメリカで、緊急対処計画及び地域住民の知る権利法と申します現在の法律は、化学工場の事故等が発生点になりますと、ヨーロッパのいわゆるP.R.T.R.と結果的に同じような機能をしておりますが、出发点が全然違つておつたというような点がございまして、法整備の背景、趣旨、内容が異なるものでございます。

P.R.T.R.制度の趣旨に照らして考えますと、個別事業所のデータに関心を有し、それを必要とする

る者に対して開示がなされれば、本法律案の目的は達成すると考えられるところでございまして、このため、国民からの請求によって個別データを開示する制度を採用することとしたところでござります。

○武山委員 先ほどお話ししました、午前中の参考人のお話をからなのですけれども、いろいろパイロット事業の中でしまった報告率が五〇%だということで、この制度が根づくにはしばらく時間がかかるかなと思つております。あくまでも、今のことところ政府案では見直し十年後ということですけれども、自主的な事業者の報告はずつと続けるつもりでしようか。

○河野(博)政府委員 見直しの規定は、御指摘のよう、十年後、政府が義務的に見直すことといたることでございます。先ほどもちょっと触れさせていただいたかもしれません、準備期間が二・五年ほどございますので、報告にいたしますと、七回程度の報告状況を踏まえた見直しということでございます。

ただ、繰り返しになるかもしれません、対象物質については、国際的な動向に配慮しながら随時見直すということが当然でございまして、政令の改正等はそれを予定したような条文になつていいのは御承知のとおりでございます。

また、この運用を通じまして問題が十年を待たずとも明らかになつた場合に、それを的確に反映して見直していくことは、私どもの務めだというふうに思つております。

○武山委員 パイロット事業の二年間のデータもありますし、その前に、今お話しのよう七回のいろいろな機会があるということですので、それを踏まえて、やはり試行錯誤の中で制度というものはいいものに育て上げていくんだと思ひますけれども、その中で、こう決めたから十年だから十年というのではなく、いわゆるパイロット事業の中のデータ、それからその七回のいろいろなデータをもとに、スパンとしては十年先ですけれども、それを土台に、途中で変えていくという柔

軟な考え方もぜひ持つていただきたいと思います。

次に移ります。

本法案において、集計情報の公表ですけれども、個別情報の開示を通して国民に広く化学物質の環境への排出実態を知らせるわけです。これはもう国民が望んでいることですけれども、一方で、P

RTRの対象物質は有害性のあるものであるわけですね。ですから、いたずらに国民の不安を招くおそれもあるわけなんです。

ですから、政府は、国民に対してこの結果をわかりやすく説明すべきだと思いますけれども、その方策はどうのよう考へてありますでしょうか。

その都度やはり説明を、わかつた時点で逐次わかりやすくデータベースで、インターネットで報告するとか、記者会見するとか、各地方公共団体でするとか、その辺、細かい方策を考えいらっしゃるかと思いますけれども、わかりやすく説明すべ

きという観点でお話いただきたいと思います。

○河野(博)政府委員 今後、集計いたしました結果をどのように説明をつけながら公表していくか

という点は、いかにわかりやすくしていくかといふ私どもの課題だというふうに思つております。

具体的には、もちろん、年度ごとに集計されたものについての説明ができるだけわかりやすくさせていただきたいというふうに思つておりますけれども、同時に、先ほども触れましたように、こ

の法案では、国が化学物質に関するデータベー

スを整備することもその責務の一つとしてうたわ

れているわけでございまして、こうした情報が、さまざまなお情報ネットワークを通じて供給される

こともありますし、その皆さんにうまく伝わる

ように努力をしてまいりたいというふうに思つております。

また、御指摘がありましたような地域地域での説明会等々、地方公共団体あるいは地方の中小企業団体、さまざまな組織を通じて協力をしながら説明会を設けるのも一つのアイデアだというふうに思つております。

けですけれども、ぜひ横文字の後に日本語で、わかりやすい簡潔な言葉でつけ加えたいと思います。

その次に移ります。

この法案において、PRTRのデータの結果を見まして国が環境モニタリング調査などを行うとしているわけですが、調査の結果はどうのよう見境保全の政策、対策に活用されるのか、その都度やはり説明を、わかつた時点で逐次わかりやすく説明すべきだと思いますけれども、その方策はどうのよう考へてありますでしょうか。

その都度やはり説明を、わかつた時点で逐次わかりやすく説明すべきだと思いますけれども、その方策はどうのよう考へてありますでしょうか。

○岡田政府委員 今後、PRTRによりまして得られますところの排出量データ等を勘案することによりまして、環境モニタリング調査その他の科学的調査の重点化を図りまして、これらを総合的に実施することによりまして、化学物質と人の健康等への影響等に関する科学的知見の充実化を迅速に実現することによりまして、既存の規制法では対象物質として積極的に取り上げていくことが可能になります。

このようにして得られました成果は積極的に公表いたします。また、人の健康等に被害を生ずるおそれがあると判明した場合には既存法令等で迅速に対応するなど、その成果を活用して環境保全施策に速やかに取り組むことによりまして、環境保全上の支障を未然に防止していくことが可能になります。

○武山委員 ゼビ言葉どおりスピーディーに、本当に速やかに対応していただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

○武山委員 わかりました。その次に移ります。

国際機関、アメリカ、ECなどが収集したハザードデータが我が国のデータベースに蓄積されて利用されておるわけですが、欧米諸国などと比べるとかなり整備がおくれているというのが現実なんですね。しかしながら、化学物質を扱う業者からいろいろな有害化学物質のデータを入手する要請は年々高まってきておるというのが現実だと思います。

今後、このデータベースの普及を図るために、まずどのような対策を考えいくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○河野(博)政府委員 かねてより環境庁も私どもも、化学物質のデータをできるだけ整えて国民の皆様方に提供できるように心がけてきたつもりでありますけれども、今回の法案では、第十七条

で「国は、化学物質の性状及び取扱いに関する情報に係るデータベースの整備及びその利用の促進に努めるものとする」ということをうたつております。

この条文を頭に入れまして、一層具体的に化学物質に関するデータベースの整備に努めまして、

けれども、これらの中からまず選ばれるんでしょうか。

○河野(博)政府委員 今御指摘がありましたさまざまな法律によつて指定されております化学物質が、すべてこのPRTR法案の対象としての要件と合致するかどうかは疑問だと思います。全く違つた、開放系の用途で全く使われないような化

学物質も、その目的に照らして規制されている物質があるというふうに思いますので、一致するか

これを、インターネットなども含めてできるだけ国民の皆さんからアクセスしやすい状態に置くことによって、化学物質に関する情報の提供を拡充してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○岡田政府委員 お答えします。

環境庁におきましても、環境に関するさまざま情报を適時適切に提供できるようにすることの重要性にかんがみまして、国立環境研究所に環境情報センターを設置し、取り組みをしているところでございます。

本法案に基づき整備しますところのデータベースにつきましては、化学物質の排出量等の情報と、

これまで環境庁が蓄積してきているところの化学物質に関する科学的知見や、環境モニタリング結果などの環境情報を一体として利用できるようになります。その観点から取り組みの検討を始めておるところでございます。

○武山委員 通産省は、そうしますと、かなり欧米に近づけるというような方策を考えるのでしょうか。中身がちょっと今、そういうことを考えて行動するというのをわかつたのですけれども、細かいこういうことをする、あいいうことをするというのはお話ししていただけなかつたものですから、欧米に比べてかなり近づけるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○河野(博)政府委員 先ほど一般論としてデータベースの整備というふうに申し上げましたけれども、例えは平成十一年度の予算におきましては、科学的知見の充実あるいは試験方法やデータベースの整備、こういった分野に要する経費として十億円を予定しております。これは、例えは有害データベースの整備に関して一・五億円を投入する、こうしたことを、例えは私どもの製品評価技術センターという組織がございますけれども、このコンピューターにデータベースを大規模に整備をするというようなことを企図しているところでございます。

○武山委員 もうちよつと詳しく述べたいと

思いますけれども、五〇%ぐらい近づけるのですか、それとも七五%ぐらいですか、一〇〇%ぐらいですか。

○河野(博)政府委員 ちよつと私もどのようにそのパーセンテージを計算してよいのか迷いますけれども、とにかく、限りなく追いつくように整備を進めたいというふうに思つております。

○武山委員 お金だけかけばいいというわけ

ではありませんので、中身の、質の問題だと思いますので、おくれているというのが事実なものですから、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

次に移ります。

現在、商業的に製造販売されている化学物質は七万から八万種類あると言われておるわけですけれども、毎年、千から二千種類ふえているといふことを聞きまして、非常に多いのだなと思っております。こうした化学物質について、有害性のリスク評価を行うためには膨大なマンパワーと時間がかかる、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

化学物質の安全性評価に係る専門家につきましては、その数が欧米諸国と比べて少ないと言われていることから、そのための人材育成とリスク評価のための体制づくりは重要な課題だと考えて取り組んでいるところでございます。

○武山委員 実は私ども、国立環境研究所がございまして、もちろんこれだけではないのですが、こうした課題にも積極的に取り組んでおるわけでございますが、今の陣容ではどうにも足りないということを日々お聞かれておりまして、私も、定員の充実であるとか優秀な人材確保であるとかいうことに努力しておるところでございま

ぎ取り組んでいきたいと思っております。

ちなみに、平成十一年度の私ども環境庁の化学物質の環境リスク評価推進費は五億三千八百万円でございます。

○武山委員 分野も、発がん性、神経毒性などに限られているというのが実情ですけれども、環境ホルモンに見られるように、リスク評価は広範な観点からなされなければならないというのを周知の事実なんですね。

今後、我が国として、リスク評価を行う人材の育成、体制の整備というのは本当に国民全体が必要だと痛感しているわけですけれども、今的人数で足りるのでしようか。それとも、どのくらいふやしたらできるのでしょうか。

○岡田政府委員 実は私ども、国立環境研究所がございまして、もちろんこれだけではないのですが、こうした課題にも積極的に取り組んでおるわけでございますが、今の陣容ではどうにも足りないということを日々お聞かれておりまして、私も、定員の充実であるとか優秀な人材確保であるとかいうことに努力しておるところでございま

す。

研究者に言わせますと、通常の各年度の予算要求で定員をふやしてもうくらいではとても足りないというふうに言われておりますので、一生懸命頑張っていきたいと思つております。特にこの後、独立行政法人化の問題も抱えておりますので、そうした局面もつかまえて、もう少し拡充を図りたいと考えております。

○武山委員 これは政治の場ですから、ぜひはつきりと腹の中を言つていただきたいと思います。

これは大変な問題なんですね、今この問題というのは。ですから、実際に今どのくらいの人がいたります。

○武山委員 これは政治の場ですから、ぜひはつきりと腹の中を言つていただきたいと思います。

これは大変な問題なんですね、今この問題というのは。ぜひある程度の数値を、これはまさに政治の場ですので、両大臣もいらっしゃることです。ぜひ数字で示していただきたいと思います。

ましょか、専門的な仕事に従事できる人を採用してほしいということです。

と申しますのは、やはりいろいろ仕事が多いわけでありますけれども、アルバイトでお手伝いをしておられる方々が非常に多いわけあります。御案内のように、つくば周辺には科学者が随分おられるわけでありますから、その奥さん方を活用して仕事の補足をしてもらつておるという実情であります。

○武山委員 どうぞ、専門的な仕事に従事できる人を採用してほしいということです。

と申しますのは、やはりいろいろ仕事が多いわけでありますけれども、アルバイトでお手伝いをしておられる方々が非常に多いわけあります。

○武山委員 本当に、お話を聞いておりますと、経済大国という名にふさわしくない言葉だと思うんですね、アルバイトを現実に使わざるを得ないというような。環境問題というのは今まさに襲ってきておりまして、何とかいろいろな意味で対策を考えていかなければいけない。その環境リスクを、いわゆる排出量を削減するという一つのこの制度が、なぜですか、この制度自体に對しても人材がない、本当に粗末という、貧しい発想だと思います。

○真鍋国務大臣 先般も、つくばの国立環境研究所を訪問しましたら、まず何よりも人員増と申しきたいと思います。

それでは次に移ります。

化学物質の環境安全管理という分野で、生物や抗生物質を用いて化学物質の生物への悪影響を評価するバイオアッセイ法などがあるのですけれども、毒性の評価ということですけれども、これが大変注目されまして、この役割についてお聞きしたいと思います。

○岡田政府委員 お答えします。

定量的に判定するために、生物学的検定法、すなわち先生がおっしゃるところのバイオアッセイが結果たしてきた役割は極めて重要でございます。

例えは、いわゆる環境ホルモンによる人や野生動物の内分泌擾乱作用を判定するために、現在〇ECDではバイオアッセイによるスクリーニング試験方法が開発されておりまして、我が国もその早期確立を切望し、かつ、その開発に積極的な貢献をしてきております。

バイオアッセイ法にもさまざまなもののがございまして、例えば試験管内実験によって短期間で結果が得られる場合もあれば、ラットなどの動物を用いて、一年以上の長期的な実験を行った上で結果を得る場合もございます。こうしたバイオアッセイの役割を高めるためには、手法を一層高度化するとともに、実験施設等の整備等も必要であると考えております。

ただ若干、この問題につきましては、一方で、動物愛護の観点から、使用する動物の数を最小限にするための努力も同時に求められているという問題もございます。

いずれにいたしましても、バイオアッセイの役割的重要性ということは確かにございますので、これを踏まえまして、その効果的な活用と普及のために努力してまいりたいと考えております。

○武山委員 まさに時代のニーズだと思いますので、役割を大変評価されておりますので、普及を図つて、今後の整備計画などをぜひ急いでつくつていただきたいと思います。

それから、今回の法案についてですけれども、

多くの市民団体、NGOから、この法案についての実効性に対する疑問が投げかけられておりました。私の部屋にも、私は連立与党の自由党ですけれども、私のところにもいろいろ来ております。その中にも耳を傾けるものというものは現実にあるわけです。私、政治家として、やはりこれは正しいことを言っているなど、あるわけですね。その批判に対してもどのように受けとめられてるのか、各大臣にお一人ずつお聞きしたいと思ひます。

○与謝野國務大臣 まず、先ほど申し上げたのですが、憲法に書いてありますとおり、国民は正当に選挙された議員を通じて活動するということですから、私どもにとりましては、第一義的に、國民というは先生そのものでございます。

しかしながら、最近はNGO等のいろいろな団体が、いろいろな専門分野においていろいろな有用な提言を行っております。先ほど申し上げましたように、ことしの三月に、閣議決定においてパブリックコメントという制度ができました。そう

いうものを通じて自由に意見を言っていただき、また自由な意見の中に、先生が今いみじくも御指摘になつたように、なるほどという意見があれば、それは当然のごく採用するということでござい

ます。

○武山委員 私どもは、情報公開といつて政府の有する行政情報も公開いたしますし、また、パブリックコメントという制度を通じて広く国民の声を聞くといふこともするわけでございますが、何よりも大事なのは国会での議員の意見でございまして、議員の意見というのは、制度上、国民の意見をある部分集約して発言されているということですから、国会での議論というの最も重要な、最も正当な制度としての議論であると私は思つております。

○真鍋国務大臣 NGOの人たちのP.R.T.R.に対する御意見というものをいろいろとお聞きしたり、また仄聞をいたしておりますけれども、私自身は、この問題につきまして参考意見として聴取

り政治家というものがこの問題について専門的に取り組んでおるわけでありますから、参考としての意見にとどめさせていただきたいと思っております。

今までNGOの皆さん方の御活躍を見てまいりました。地球温暖化のCOP3、4の活躍の問題、そしてまた干潟の埋め立ての問題等々からいただいた意見というものは貴重なものであるというふうに考えておりますけれども、総合的には関係省庁すなわち大臣が判断をしていくものであつて、それは広角的な知見を得た判断だ、こう考えておるわけでありまして、その点は御理解をいただきたい。

P.R.T.R.法案というものは決してNGO関係の皆さん方から非難されるような法案ではないと私は確信をいたしております。先ほど申し上げましたように、ことしの三月に、閣議決定においてパブリックコメントという制度ができました。そういうものを通じて自由に意見を言っていただき、また自由な意見の中に、先生が今いみじくも御指摘になつたように、なるほどという意見があれば、それは当然のごく採用するということでございました。

○武山委員 私どももありがとうございます。

化学物質についての知識や技術の乏しい非製造業や中小製造業者について、事業者負担が少ない形で正しい化学物質管理ができるようになります。

○武山委員 どうもありがとうございます。

私は、情報公開といつて政府の有する行政の環境リスク管理を進めるためにも、自治体の積極的な協力はもう本当に不可欠なわけですね。

この部分で、この点はこの法案でどのように担保されているのでしょうか。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

本法律案では、まず、再びこれまで申し上げましたように、事業所ごとの排出量情報を国が電子情報化した上で都道府県に提供するわけですが、います。先ほど先生からも御指摘があつたように、

それを都道府県において有効活用していくなど、いふことです、その場合には、今お話をありますように、届け出排出量だけではございません。先ほど先生からも御指摘があつたように、いわゆる非点源からの排出量についても算出

したことになります。

さらにその後の御質問でございますが、本法律案では、地域の環境保全、化学物質管理を推進するため、一つには、事業者による化学物質の管理の改善を促進するための技術的助言等を実施していただくこと、二つには、教育活動、広報活動等を通じて化学物質に係る国民の理解の増進に協力してもらうこと、三番目に、化学物質管理、化學物質に係る理解の増進のために必要な人材を育成すること、四つ目に、国が実施する調査に関する資料のうち、必要な資料提供を求めたり、逆に意見具申をしたりすることをお願いすること。

それから、当然のことながら、一番最初に申し上げましたような、私どもの方でまとめてお渡しするということにしておりますので、そうしたものを環境保全、化学物質管理の施策に活用して、企画立案、展開していく大切なことは当然なのでございますが、そのほかに、制度の周密徹底、普及啓発といった面でも協力をいただけるということでお、重要な役割を地方自治体に期待しているところでございます。

その点につきましては、法律では十七条等に主に掲げられております。

○武山委員 どうもありがとうございます。

最後にもう一つお願ひいたします。

この法律の第一義的な目的は、事業者が扱つてゐる化学物質を安全に管理するということにあるわけですが、問題は、有害化学物質をどのように今後削減していくかということにあるかと思います。

この点はこの法案の目的を離れたところにあるわけですが、例えばアメリカでは、T.R.I.と呼ばれる、いわゆるP.R.T.R.制度に基づいて企業による自主的な化学物質の削減プログラムといふのがあるのですね。二三%を削減するとか五〇%を削減するとか、プログラムが何があつて、それが実施され、大きな効果を上げているということを聞いているわけです。

我が国においても、この制度の導入に合わせて、

化学物質のリスクを低減する、有害化学物質を削減する体制をつくる必要があるかと思いますけれども、今後この計画について、あるかどうか、またどういう計画かをお聞きしたいと思います。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

一般のP.R.T.R制度の導入によりまして、化学物質の環境への排出状況が把握できる、これがままで今までおよそなかつたこととでございますので、こういうことができるようになれば、環境庁としてはもちろんこの成果を生かして、関係者との協力のもとで、必要な環境政策の企画立案の推進を図つてまいります。その中では、先生御指摘のように、自主的な化学物質の管理の改善といった点につきまして、関係省庁間の協力、地方自治体との連携体制の整備等を私どもとしても積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○武山委員 それは、削減する体制を各省庁間でつくつしていくというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○河野(博)政府委員 この法律の目的として、化学物質の管理の促進ということを何度も御説明しておりますけれども、それは、結果におきまして、化学物質の環境への排出あるいは廃棄物質としての移動の量を抑制する効果を持つものだというふうに期待をしながら、この制度の導入を環境庁と具具体的に、例えばこの法律の第三条には「化学物質管理指針」という項目がございまして、これは、環境庁と通産省で、しかも御指摘のように他の関係省庁の協力を得て、幾つかの指針を策定するというところでございます。

例えば第三条の第二項第一号には、指定化学物質等の製造、使用その他の取り扱いに係る設備の改善その他の指定化学物質等の管理の方法に関する事項、つまり簡単に言つてしましますと、排出を抑制し得るような管理方法について指針となるようなことを定めるということがうたわれております。

○藤木委員 日本共産党の藤木洋子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○武山委員 この法案は、事業者による化学物質の自主的な管理が主体となつておりますけれども、各企業の自主的な取り組みだけでは化学物質のリスク管理は必ずしも機能いたしません。そのよい例が有機塩素系化合物による土壤、地下水汚染で、事業者の自主的な取り組みの限界を示しております。土壤、地下水汚染は、当時、問題にはならないだろうと企業が判断をした使用方法を行つたものであつて、その化学物質のすさんな管理が引き起こしましたリスクです。

○河野(博)政府委員 この土壤、地下水汚染の問題での教訓といふのは、一刻も早く汚染原因の究明、汚染の浄化などを実現するためにも、正確な汚染情報を見てまいりましたけれども、そこに共通しておられたことになるわけです。正確な汚染情報を地域市民に公開するということが、市民が汚染を回避できることになります。

第一号には、指定化学物質等の製造の過程における回収、再利用その他の指定化学物質等の使用の合理化に関する事項という項目がございました。

まして、これは、回収あるいは再利用を通じまして化学物質の使用量そのものを減少し得るような方法についての指針でございます。

第三号には、リスクコミュニケーション等々を定めることになつておりますけれども、こういったことを環境庁、通産省そして関係省庁が協力し

て策定をして普及していくことによりまして、先がらこの法案を提案させていただいております。

○武山委員 どうもありがとうございました。これで終わりにいたします。

○北橋委員長 藤木洋子君。

○藤木委員 日本共産党の藤木洋子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○武山委員 この法案は、事業者による化学物質の自主的な管理が主体となつておりますけれども、各企業の

自主的な取り組みだけでは化学物質のリスク管理は必ずしも機能いたしません。そのよい例が有機

塩素系化合物による土壤、地下水汚染で、事業者の

自主的な取り組みの限界を示しております。

○河野(博)政府委員 御指摘のとおり、化学物質

の管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未

然に防止することの必要性と正確な届け出の重要

性、これは重要なものだというふうに認識しております。

○藤木委員 この市民の知る権利は、P.R.T.Rに

関するO.E.C.Dの国際会議の最終ステートメント

でも、各國がP.R.T.Rシステム及び市民の知る権利プログラムを構築することを奨励しているわけ

です。ぜひ市民の知る権利を認めた制度とすべき

だということを、私、重ねて申し上げておきたい

こととした次第でございます。

○藤木委員 この市民の知る権利は、P.R.T.Rに

関するO.E.C.Dの国際会議の最終ステートメント

でも、各國がP.R.T.Rシステム及び市民の知る権利

プログラムを構築することを奨励しているわけ

です。ぜひ市民の知る権利を認めた制度とすべき

だということを、私、重ねて申し上げておきたい

こととした次第でございます。

○藤木委員 いろいろ対策を講じられるようですが

ざいますけれども、もちろん、正確な報告をして

もらうというためにも、特に中小企業への負担軽

減、これが必要だとと思うんですね。ですから、中

小企業への負担軽減などの支援策、その措置をも

うですが、その点はいかがでございましょうか。

○河野(博)政府委員 例えば化学物質を少量しか

扱っていない事業者の方、あるいは排出量の把握

の届け出義務をかけることは過剰な負担となると

いうような小規模な事業者の方を除きまして、中

小企業の皆さんもこの対象事業者になつていただ

くということを考えているわけでござりますけれ

ども、先ほど御指摘のように、正確な報告をお願

いすると同時に、できるだけそうした企業の皆さ

んの負担も軽減できることならば軽減していきた

いというふうに考えているわけでござります。

中小企業者の皆さんに対しましては、環境庁と私ども一体となりまして、排出量の推計方法に関するマニュアル等とかあるいは推計ソフトのようものの開発、さらに届け出の統一様式などを作成いたしまして、地方公共団体はもとより、地域の商工会あるいは商工会議所などの中小企業団体、あるいは中小企業に関連いたします諸業界団体の協力を得まして、中小企業を営む対象事業者に対しましてきめ細かな周知徹底や技術指導を行わせていただくことによりまして、できるだけ負担を軽減させていただきたいというふうに考えるところでございます。

○藤木委員 負担の軽減はぜひ実行していただきたいと思います。
このPRT制度では、事業者が正確な報告を履行する、このことが何よりも重要でございます。正確な報告を履行してもらうためには、パイロット事業でも明らかになつたように、事業者に対する自治体のきめ細かな助言指導がぜひとも必要になつてくるわけですね。報告の履行率が三割から四割程度だというのでは、この制度の趣旨が全く生かされたことにはなりません。

しかし、この法案には自治体のさまざまな責務は規定されておりますけれども、その権限は十分なものではございません。特に中小企業の報告を履行してもらうためにも、自治体に立入調査を行なつてくるわけです。報告の履行率が三割から四割程度だというのでは、この制度の趣旨が全く生かされたことにはなりません。

既に、北海道、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府など地方公共団体におきましては、化学物質環境安全指針などで事業所に対する行政指導が行われております。

中でも、先日お話を伺つた大阪府では、化学物質適正管理指針で、百一十二物質について使用量、製造量の報告を求め、製造事業所を対象に適正管理や排出抑制の行政指導を行つております。実際、九十六年度の報告事業所数は五百六十二事業所でございまして、約三百六十八万トンの使用・製造量の報告がされているわけです。大阪府などでは、事業所からの正確な情報を報告してもらつたために、それはそれは大変な努力をしておられました。まして、報告している事業所の多くが大手企業なんですね。中小企業からの報告が少ないというのが実態でございます。

しかし、自治体が指導助言などを通じて関与すれば、情報の収集も上がつてくるわけですよ。地の環境リスク管理もできるわけですし、市民の環境意識も高くなつていくわけでございます。点から、自治体を含めたさまざまな機関の協力を得ることが重要であるということは認識をいたしております。

特に中小企業の皆さんに對しましては、届け出に關しますきめ細かな相談、指導を行うべく、事業の所管官庁、それから業界団体あるいは関係の中、地方公共団体、もちろん地、市、区、町なども組織の協力を得るとともに、御指摘のように、地方自治体による制度の周知徹底とか普及啓発、個別事業所からの排出量届け出のフォローアップ

というような役割を期待しているわけでございますが、私はほど御指摘のありました十七条の第三項におきまして、國のみならず地方自治体が、事業者の化学物質の管理の改善を促進するために、技術的な助言その他の措置を講ずることを規定しているところでございます。

さらに、届け出をできるだけ正確に、また義務者の皆さんに完全にということことで、最終的には罰則担保という法制をとらせていただいたところでございます。

○藤木委員 確かにこの法案では地域のニーズに応じて集計、公表するということになっておりますけれども、地方自治体の責任と権限が不明確で、事業所データが十分生かされない、そういうおそれがあるわけです。

既に、北海道、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府など地方公共団体においては、化学物質環境安全指針などで事業所に対する行政指導が行われております。

中でも、先日お話を伺つた大阪府では、化学物質適正管理指針で、百一十二物質について使用量、製造量の報告を求め、製造事業所を対象に適正管理や排出抑制の行政指導を行つております。実際、九十六年度の報告事業所数は五百六十二事業所でございまして、約三百六十八万トンの使用・製造量の報告がされているわけです。大阪府などでは、事業所からの正確な情報を報告してもらつたために、それはそれは大変な努力をしておられました。まして、報告している事業所の多くが大手企業なんですね。中小企業からの報告が少ないというのが実態でございます。

しかし、自治体が指導助言などを通じて関与すれば、情報の収集も上がりつてくるわけですよ。地方の環境リスク管理もできるわけですし、市民の環境意識も高くなつていくわけでございます。ところ、この法律によつて自治体の条例等による上乗せ、横出しができなくなるのではないか、こういう危惧の念が寄せられたわけです。確かに、この法案には自治体の条例との関係について何らの規定もございません。大阪府では、各業種の中小企業も多く、しかも業品関係の企業が多いという

特徴がございます。どうしても自治体独自の上乗せ、横出しが必要となつてゐるわけです。

この法案が成立いたしました後で、この法律に基づいた自治体独自の条例による上乗せ、横出しがさまざまな機関の協力を得ていくことが重要と考えておりますけれども、特に制度の周知徹底、拘束されることはなく、上乗せ、横出しがによって技術指導、あるいは個別事業所からの排出量の届け出のフォローアップといった点につきまして、先ほども申し述べましたこの法案におきます十七条の、事業者に対する技術的な助言その他の措置を地方自治体の皆さんにやつていただきことによりまして、協力を得たいというふうに考えているところでございます。

しかしながら、届け出を全国統一的なルールで行いまして、集計を迅速かつ効率的に実施をするということを確保していかなければならぬといふことがありますし、また、先ほど触れましたように、営業秘密の判断を全国統一的な判断で行つていくということから考えまして、この点から考へますと、届け出先につきましては、何度も申し上げておりますように、国が適当であるといふふうに考えたところでございます。

○藤木委員 実は、環境庁も当初は中環審答申に基づきました自治体の役割を重視しておられたおかげです。しかし、産業界は、条例をつくつて法律を上回るやり方をやりかねないと抵抗をいたしました。そこで、事業者がまず都道府県に報告をし、その後国に上げるという環境庁の案は受けられました。これは法制化の経過を見れば明らかですけれども、少なくとも自治体の責任と権限を明確にすることが必要だということを、私は再度ここで強調させていただきたいと思います。

そこで、先日、大阪府の化学物質適正管理指針による事業者に対する行政指導の状況を伺つたところ、この法律によつて自治体の条例等による上乗せ、横出しができなくなるのではないか、こういう危惧の念が寄せられたわけです。確かに、この法律には自治体の条例との関係について何らの規定もございません。大阪府では、各業種の中小企業も多く、しかも業品関係の企業が多いといふふうに考へますと、何で中環審答申に基づいたものか疑問になります。やはり、地方自治体がそこまで規制を強化するためには、何らかの理由があるのではないかと感じます。

○河野(博)政府委員 PRTの円滑な実施といふ観点から申しますと、業界団体ですかあるいは商工会議所、商工会のような中小企業団体のさ

三つ目が事業所環境安全で、事業所で使用される化学物質の購入、使用、在庫及び廃棄の量と、使用場所の排気装置の状況を管理するとしておりまます。この企業では、規制対象物質や発がん物質リスト等に該当する化学物質が登録されているわけです。

そこで何いますが、日本では発がん性物質の分類が一般的にシステム化されているのかどうか、環境庁にお答えをいただきたいと思います。

発がん性の観点からの化学物質の分類は、国際的に著名なものだけでも、IARC、国際がん研究機関、それからEU、それから米国の環境保護

序、米国NTP、これは米国毒性プログラムといつ
ています、などのものがございますが、これらは
必ずしも整合性のとれているものではございません

ん。一方、御質問の我が国における代表的な分類といたましては、日本産業衛生学会における発がん性の分類がございます。

このように、我が国でもないわけではないですが、現時点では、国際的に統一された分類システムが構築されている状況にはないという状況に

○藤木委員 いろいろあつても、それは政府機関として認知をしていくというのものではないです

ね。IARCにも参加をしているということなんですが、それでいいというわけじゃないと思うんですよ。化学物質の法律をつく

るたびにIARCであるとかEPAなどを参考に
するというようなことでは、十分な責任と対応が
できないということを申し上げたいと思います。

アジェンダ21の第十九章に従つてOECDが
行つた調査報告書によりますと、日本は発がん性
物質の分類について一般的なシステムを持たず、

ケース・バイ・ケースで行つていて、このような国は我が国外にはイスイスとトルコぐらいとしてあります。また、発がん性分類に基づく表示を規制により定めていない国は、日本以外にわずかハングガリードとスロバキアくらいしかないとも記され

日本も、化学物質管理の後進国汚名をこの際返上して、発がん物質の分類システムと表示を早急に実施すべきだとと思うのですが、環境庁長官は先ほど先進国だと言わされましたけれども、その意気込みで今回これをぜひ実行していただけますか。

○真鍋国務大臣　まさにこういう問題についても、日本の知見というのは高い水準にあるわけであります。

発がん性などの化学物質の有害性の分類システムとラベル表示については、現在、OECDとISOを中心にして、国際的な調和を図るために検討が進められておるところでございます。そして、環境庁としましては、関係省庁と連携をしながら、今後も、こうした国際的な統一性を持つ分類と表示システムの検討に積極的に貢献して、その実現に寄与してまいりたいと思っておるわけであります。決して後進的なものではございません。

○藤木委員　やはりそうは言えませんね、政府として統一したものを持ち込んでいるということはどうしても必要だと思います。責任を果たすという対応が、それでは国民に示されているとは思えません。最小限発がん物質の分類くらいは早急にやるべきだということを申し上げたいと思います。結局、そういうものができていれば、分類のリストを見れば市民も企業も容易に判断ができると思います。リスクの回避を行うことや代替物質への転換を図ることができるというような仕組みをつくる必要があるというふうに思うわけです。

この企業の化学物質管理システムでは、事業所で使用される化学物質の購入、使用、在庫及び廃棄の量と、使用場所の排気装置等の状況を管理しております。そこで、特に取扱量を含む使用量と、貯蔵量を含む在庫量の報告と公表が大事だということです。なぜかといいますと、この企業では、

国内外の全事業所を対象に、一九九一年までに、一九九七年度比で対象物質の使用量を二〇〇%以上、排出量にして五〇%以上削減するとしているからです。

このように、対象物質に対する目標値を設定している企業はほかにもたくさんございます。例え
ば、豊田自動織機、日立製作所、日立建機、日立化成などです。

P R T R では、四十一の対象物質の年間全使用量を公表いたしまして、特にジクロロメタンは二〇〇〇年三月までに全廃するとしています。また、

同じくバイロット事業にも参加したトヨタ自動車では、鉛使用量を二分の一に低減し、アジ化ナットリウムも九七年度末までに全廃としてやってきました。

排出量がどれだけの使用量によって出てくるのかということが明らかになり、どれだけ使用量をした。

削減しなければならないがが明瞭になる。ですか
ら、排出量、移動量とあわせて取扱量も報告させ
るべきだと思うのですけれども、通産省、いかが

ですか。その必要はございませんか。
○河野(博)政府委員 事業者によります化学物質の管理の改善が促進されます結果として、排出量

や移動量が減少し、それにより環境の保全上の支障が未然に防止されることがこの法律案の目的でありますから、事業者に届け出義務を課すのは、

環境との接点であります排出量、移動量だけでなく要にしてかつ十分であると認識をいたしております。

しかし、この制度の導入を契機といたしまして先ほど先生御指摘になりましたような企業の自主的な活動がさらに一層進むということは私ども是

も望むところでございます。ただ、制度として報告義務の対象は、今申し上げた二つで十分ではなかろうかというふうに思つてゐるところでござ

います。また、PRTTR制度を実施しております。諸外国のPRTTR制度あるいはOECDの勧告によれば、おきましても、取り扱いについての届け出といふものは求められていないというふうに考えております。

○藤木委員 企業が進むのはいいけれども、国はその後をついていくというのでは、いかにも心もとないと言わなければなりません。特に大阪府の物質収支の観点から工程管理や排出抑制対策を検討するうえで重要」、このよう明記しています。ぜひ取扱量も報告に含めるべきだということを私は重ねてここで申し上げておきたいと思います。

また、在庫量、貯蔵量、これも報告をさせて公表すべきです。

例えばP.C.B.の問題があるんですけれども、P.C.B.機器の保管状況というのは、九二年の厚生省の調査によりますと、変圧器など約十万七千台、感圧複写紙七百六十八トン、廃油を含む廃P.C.B.五千三百三十四トン、これが全国で保管されました。

厚生省は、昨年の廃棄物処理法改正で焼却以外に化学処理法が認められたということを受けまして、改めて全国の保管状況や紛失の有無などの調査を行っております。ここに、九五年十二月に公表された、私の地元でございます兵庫県尼崎市の「電気絶縁物処理協会リストによる事業者のP.C.B.機器に対する意識調査等に係る調査結果報告書」というのがござります。

この報告書によりますと、協会のリストでその所在を確認できなかつたP.C.B.機器は四百七十七件で、全体七百五十六件の実に六三・一%を占めております。散逸などの散失が非常に進んでいます可能性があるとしているわけです。また、協会への変更報告をした事業者というのは百三十五件にとどまつております。協会リストのデータ更新は進んでおらず、P.C.B.機器の実態と必ずしも一致していませんし、時間の経過に対しても全く対応できないということを指摘しております。

そこで、協会リストが更新されず、全く実態に

いる通産省にお伺いをいたします。

○河野(博)政府委員 御指摘のP.C.B.廃棄物につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして保有者に対しまして、法律に基づきまして適正な保管と都道府県知事等への所要の報告が義務づけられているというふうに考えております。

一般論として申しますと、先ほど御答弁申し上げたことと重複いたしますけれども、事業者による化学物質の管理の改善が促進される結果として排出量や移動量が減少して、環境保全上の支障が未然に防止されること、これがこの法律の目的でございますので、事業者に対する届け出義務といつましても排出量と移動量が適当だらうというふうに考へておるところでございます。

○藤木委員 それができないのでしたら、P.C.B.について、化学処理等の際に排出するおそれがあるものとしてこの法案の対象物質にすべきではないかと思うのですが、これは環境庁に伺いたいと思いますが、どうですか。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

先ほど来いろいろな機会に御答弁申し上げておりますように、本法案におきましては、P.R.T.R.の対象物質は、人の健康などへの影響があるかどうかを勘案し、審議会の意見を聞いて政令で定めることがあります。現に化学物質審査規制法の第一種特定化学物質に指定され、製造・使用等が厳しく規制されているわけでございますので、その点は明らかでございます。

他方、今先生御指摘のようには、P.C.B.につきましては、昨今の廃棄物処理法に基づく処理基準の改正を契機として、その化学処理の実現が図られようとしておるところでもござります。

環境庁といたしましては、こうした状況を見きわめつつ、P.C.B.をP.R.T.R.の対象物質とするか否かについて検討してまいりたいと考えております。

ます。

いずれにしても、P.C.B.機器を二十七年間放置してきた、そして一般環境への拡散を見逃してきました、そういう国の責任は極めて重いと言わなければなりません。ですから、製造メーカーへの返品ルートの確立、あるいは早急な一括保管と処理の対策の確立、また処理費用の国庫補助などをぜひ実施すべきでございます。これはもちろん、通産省、厚生省、環境庁、協力をしてやっていただきたいと思います。

○中川(智)委員 社会民主党・市民連合の中川智子です。

私は最後ですから、もう少し頑張って、よろしくお願ひいたします。私も病院から抜け出して、頑張って来ておりますので、どうぞよろしくお願ひください。これはもちろん、通産省、厚生省、環境庁、協力をしてやっていただきたいと思います。

○北橋委員長 中川智子君。

になりますので、ぜひとも今のお返事のとおりに実行に力を尽くしていただきますように重ねてお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

最初の質問は、真鍋環境庁長官、五月一日、五月の初めでしたか、水俣にいらっしゃいました。このことではございませんで、ずっと水俣の方々との運動の中での出会いがあり、私も十数年前から何度も水俣を訪れました。実際、水俣病の本当に悲惨な状況を生んだのは、無限の科学論争がいつに水俣病ではないか。無限の科学論争がいつに水俣病は私たちにしっかりと教訓として残したものだというふうに認識しております。

水俣病事件では、昭和三十一年の水俣病発見から數年を経ずして、その原因がチッソ株式会社の排水にあることが明らかになつたにもかかわらず、当時の化学工業界は、多くの権威ある学者を動員して科学論争の泥沼に引きずり込み、その原因が明らかでない、いわゆる因果関係が明らかでないというふうに主張されました。また、胎児性水俣病は子宮内で胎児が水銀に汚染されたもので、當時は水銀にそのような有害性があることが科学的に証明されていませんでした。胎児性水俣病は、今日の環境ホルモン問題の前ぶれたな事件であったと私は思っております。

真鍋環境庁長官は、水俣にいらして率直にどのようにお感じになつたか。そのような御見解をぜひとも、時間が十八分で短いものですから、お聞きかせいただいて、質問のスタートにしたいと思います。

ます。よろしくお願いします。

○真鍋国務大臣 国民が安心できる安全な方法で、できるだけ早くP.C.B.の処理を行うために、環境庁では関係省庁と連携しながら新たなP.C.B.の対象物質へ、非常に深刻でございます。そこで、P.R.T.R.法制度というものは、私も当初、骨折してつくづく思うのですが、骨というものは大変なことだと思います。そして、P.R.T.R.法が本当に骨抜きにならないよう、しっかりと、国民が待つておられた期待はしております。しかし、私も足を骨折してつぶつぶ思つておりまして、そういう立場から質問をさせていただきます。

国民の間で今、化学物質への非常な不安というものは、特にダイオキシンと環境ホルモンというところが非常に深刻でございます。二月十七日、二百十四人の衆参の国会議員が入会してくださつて議員連盟もできまして、私もさまざまなる活動を今しております。ダイオキシン問題につきましては、参議院で現在政党間の協議が進んでおりまして、今国会中にも議員立法が出される方向で進んで、それに大いに期待を寄せておるところであります。それで、環境ホルモン問題に関しましては、環境ホルモンの有害性を主張する学者に対しまして、主として環境ホルモン物質を使用している業界からの反論が行われるなど、科学論争が続いている方向で見え見えないというのが現実であります。

調査研究は非常に必要だと思いますけれども、その成果が対策にきっちりと生かされなければ國民の健康や生態系は守れないと思います。私は、このP.R.T.R.制度こそ環境ホルモンの調査研究の成果を対策に生かしていく制度的枠組みだという

になつておりますので、ぜひとも今のお返事のとおりに実行に力を尽くしていただきますように重ねてお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

○真鍋国務大臣 五月一日の慰靈祭に初めて参加させていただきました。水俣病にかかる皆さん御尽力をいたいた川本さんの遺靈、お位牌にも合掌させていただいたわけありますけれども、のところにも立ち寄らせていただきました。大変御見を交換させていただき、最終的には、語り部である皆さん方との意見交換もいたしたわけであ

ります。

大変悲惨な状況をいろいろと説明いただいたわけでありますけれども、再びこのようなものを繰り返してはならないということが最終的な結論でございました。経済成長盛んなりしことはいいえ、こういう問題を放置した責任というものは感じていかなければならぬわけでありまして、今日まだ苦しいんでおる方々にできる限りの配慮をしてさしあげるべきだ、こう感じた次第であります。

○中川(智)委員 私は、環境庁長官の行動力とかいろいろな姿勢に対しては敬服しております。でも、その反省なり、「一度と繰り返してはいけない」というふうなことがあるならば、今回のPRT制度、政府案のような枠組みにはなっていなかつたというふうに私は思います。

統きまして通産大臣にお伺いしたいんですが、通産大臣、ただいまの水俣病のいわゆる科学論争ということに対してもどうお考えかというふうに私は思います。「戦後五十年」、NHKの取材班が出したNHKスペシャルの本ですが、この中にこのように書かれていることに対するお考えかということを伺いたいと思います。

水産庁を抱える農林省からの出向者は、チソソの排水をとめるべきだという主張もしていた。だが、その担当者は通産省の官房に毎週のように呼び出され、強い指示を受ける。「頑張れ」と言われるんです。「抵抗しろ」と。止めたほうがいいんじゃないですかね、なんて言うと、「何言ってるんだ。今止めてみろ。チソソが、これだけの産業が止まつたら日本の高度成長はありえない。トップなんてことにならんようにせい」と厳しくやられたものね」。

このようなことがあって、この水俣病の反省があるならば、私は、届け出先が事業所管官庁になるとということはならないというふうに感じるんですけども、通産大臣、いかがでしよう。

○与謝野国務大臣 水銀がある種の毒性があると云ふことは、戦前からわかつていていたことでござります。有機水銀中毒がああいう形で発現したとい

ことに関して、その当時の通産省がどういう指

をしたかは手元に記録もございませんわからいますが現在の立場でございます。

○中川(智)委員 そうしたら、もう一度確認

せんけれども、何か、通産省はまだ高度成長を追

している役所というイメージを持つおられるとしてござりますが、今の大臣の御答弁の中では、持続的

資源を守るということの中で、今言葉の

中に一言も、国民の命と健康を守る、では、疑わ

しきものはしっかりと対象として、国民の側に向

ておる言葉というのはちょっと飲み取れないん

ですけれども、想像力が余り豊かじゃないもので

すから。そのところ、はつきり御答弁でいただきたいんです。

○中川(智)委員 そうしたら、通産省は、あの水

俣病の反省、その後に続いたさまざま公害対

する反省というのがしっかりとあって、その精神、

成長に対する物の考え方というものは持続可能な成

長ということですから、環境・資源の制約の中で

の成長、こういうことだらうと私は考えておりま

環境保全のための諸施策に取り組んでまいるとい

うのが現在の立場でございます。

○中川(智)委員 そうしたら、もう一度確認

したいということになるんでしょうか。具体的に

ちょつと簡単にお願いします。

○岡田政府委員 先ほどの御答弁の中でも一部触

れましたが、検査方法そのものがまだ現在OEC

Dと協力しながら取り組んでいる最中という面も

ございますので、極力早く対応はしたいのでござ

りますが、いつまでということでございます。

私どもとしては、先ほど申し上げたように、決

して環境ホルモン作用や内分泌攪乱作用そのもの

の対象物質とすることの基準として考えていない

というわけでもありませんし、できるだけそのよ

うに考えてはまいりたい。今のところ、できるだ

け早く対応していくためには、先生が先ほど午前

中おっしゃったところの言葉を使わせていただけ

ます。大体タイムでくくりますとこれまでぐらいくらい早く対応し

たいということになるんでしょうか。具体的に

ちょっと簡単にお願いします。

○岡田政府委員 先ほどの御答弁の中でも一部触

れましたが、検査方法そのものがまだ現在OEC

Dと協力しながら取り組んでいる最中という面も

ございますので、極力早く対応はしたいのでござ

りますが、いつまでということでございます。

私どもとしては、先ほど申し上げたように、決

して環境ホルモン作用や内分泌攪乱作用そのもの

の対象物質とすることの基準として考えていない

というわけでもありませんし、できるだけそのよ

うに考えてはまいりたい。今のところ、できるだ

け早く対応していくためには、先生が先ほど午前

中おっしゃったところの言葉を使わせていただけ

れば、別件逮捕と先生おっしゃいましたが、そ

う

形ででも実際に有害性があれば拾つていこう

ということであつて、そういうつもりで、

なつかつできるだけ早く取り組んでまいります。

○中川(智)委員 そんなふうに、六十七のうちも

う既にあと六つは早く対応したいということだつ

たから、きつちりこの中に環境ホルモンという言葉

で明示して、そのような形で骨をきつちり入れる

という法律にしたらしいのに、どうしてそこで書

き込まないのかなと思うのです。

これは通産大臣に伺いたいのですが、議員の意

見は国民の意見だといふうにおっしゃいました。

思いますが、きょうは金曜日で、午後遅くなつた

ので議員先生方はお帰りになられた方がほとん

ど。しかし、傍聴席にあれほどNGOの方たちが

遅くまでしつかりとこの議論を聞いてくれている

といふ状態の中で、それはちょっと余談ですけれども、国民の意見が議員の意見に反映されるといふならば、私はこの間審議をすつと聞いていて、やはり環境ホルモンをきつちり明示すべきだ。

そして、これからもやはりどんどんふえていく

だらう。それに対して一々三つの審査会を通して、またパブリックコメントを求めて何だからんだとやつていたら、いつも後手後手に回って、何かもう最後には裁判しかないとか、公害で苦しんでいく人が多い、いろいろな汚染物質の犠牲になつていくというのはもう見たくないというのは同じ思いだと思うのです。

この議論の中で、環境ホルモンを明示すべき、疑わしきもしかりと入れるべきだという議員の主張がすごく多かつた。二つ目は、やはり届け出先を地方公共団体とすべき、なぜしないのか。ここまでみんなすべきだということでこの質問台に立つているのに、やはりそれはできないというところがどうも本当にわからないんですね。

この二つに対して、与謝野通産大臣の御答弁をお願いします。

○与謝野国務大臣 いわゆる環境ホルモン物質については、現在、関係省庁が連携して、科学的知識の収集、試験方法の検討、環境中の存在状況にかかる実態調査などに取り組んでいるところでございます。また、国際的にも、OECDを中心として、国際的に統一された試験法の開発、評価方法の検討が進められ、我が国でも積極的に参加しているところでございます。

今後も、内分泌擾乱作用にかかる試験法の開発及びその試験の実施に積極的に取り組み、その結果、内分泌擾乱作用が科学的に確認された化学物質については、速やかに本法の対象物質として指定してまいりたいと考えております。欧米においても、現時点では、内分泌擾乱作用によるPRTの対象物質にされているものはないという現状でございます。

なお、内分泌擾乱作用が疑われている物質について、発がん性や生体毒性など、他の有害性の観点からPRT等の対象とすべきものがあれば、内分泌擾乱作用という観点からではなく、他の有害性の観点から当然対象物質となるわけでござります。

届け出官庁の件につきましては、先ほどから繰

り返しお話を申し上げておりますが、私から申しあげておきたいことは、国というものが存在しますときに、いわば地方自治と中央の政治といふうに二つ分けております。こういう物質を対象に行政を行おうときに、これが国の事務なのか地方の事務なのかという観点から考えますと、これは明らかに私は国の事務であろうというふうに思っております。

そういう観点から、先ほど市町村には専門家がないとかいろいろな議論ももちろん当然のこととしてございますけれども、行政は、国の本来の事務であるのか、地方としての固有の事務であるのかという駆別をつけたてやることがやはり責任の所在を明確にすることだらうと私は思っております。

補足の答弁は、基礎局長からいたさせます。

○河野(博)政府委員 届け出事務の件に関しましては、繰り返しの御説明をさせていただくことがありますけれども、全国統一の仕組みをつくり上げること、そして、迅速に集計をしてできるだけ早く国民の皆さんにこの情報を提供するようにしていくこと、またさらには、企業秘密について、これも全国統一した、あるいは国際的競争も視野に入れた判断をなさねばならないことなどから、国で行っていくことが適当だというふうに考えたわけでございますけれども、このことが、先ほど来大臣も申しておりますように、地方公共団体との協力をしないなどということでは一切ございませんで、むしろ、地方公共団体の皆さんと、この法律にも書いてありますように、さまざまな協力を実現していくことが私たちの強い希望でございます。

○中川(智)委員 時間になりましたので終わりますが、私は、国民の不安というのを払拭するため、これではやはり納得できないだろうということを最後に申し述べて、終わりにいたします。

ありがとうございました。

これにて散会いたします。

午後六時四十五分散会

[参照]

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理制度の改善の促進に関する法律案
特定化学物質の排出量等の公開等に関する法律案

は商工委員会議録第十一号に掲載